

口給1-1 短刀 無銘(名物 伏見貞宗) 長30.2cm 鎌倉~南北朝時代 黒川古文化研究所











口給 2 刀 無銘(当麻) 長69.4cm 鎌倉~南北朝時代 黒川古文化研究所

部分

全図





口給3 脇指 無銘(名物 籠手切郷) 長47.6cm 鎌倉~南北朝時代 黒川古文化研究所



口絵4 刀 銘 「一ツ葉葵紋」薩州住主水正藤原正清 享保十四年十一月 長79.1cm 江戸時代(1729年) 黒川古文化研究所

享保名物帳」 の意義と八代将軍徳川吉宗による刀剣調査

III

見

典

久

はじめに

作品の調査をおこない、のちの文人画興隆に大きな役割を果たしたこ受容を追求するなかで、吉宗が中国の画史画論の詮索や伝存中国絵画一方、本誌第十三号では杉本研究員が江戸時代における中国絵画の

中根元圭(一六六二~一七三三)を重用し、また、渾天儀や天体望遠 年)を読んだところ、吉宗は天文暦学にも強い関心を示し、渋川春海 術の展開を考えるうえで、吉宗の果たした役割が相当大きかったこと と考えられていたのである。このように、 この改暦は定信が祖父にあたる有徳院吉宗の企図を汲んだものである 政暦書』の序文には「有徳大君遺志之萬一因叙其本末云爾」とあり、 とでの改暦は実現しなかったものの、のちに老中松平定信が寛政暦を るなど、書物の知識に止まらず、実際の科学的な測定に基づいた改暦 鏡を作らせて江戸城内の吹上御園に設けた天文台において観測を重ね る建部賢弘(一六六四~一七三九)や京都の銀座役人で暦学に詳しい することに意欲を見せたと知った。関孝和の高弟で測量術にもすぐれ の目的で手にした中村士氏の『東洋天文学史』(丸善出版、二〇一四 も画期的な役割を果たしたことを認識するようになった。また、別 意識してこなかったものの、政治や経済に止まらず、文化面において とを明らかにした。筆者はそれまで日本美術史の流れのなかで吉宗を 完成させた。渋川景佑により弘化元年(一八四四)に出版された『寛 を意図していたようである。元圭、賢弘の相次ぐ死去もあり吉宗のも (一六三九~一七一五)が作った貞享暦を西洋天文学に基づいて改定 江戸時代における文化や美

られるのか、より広い視点から迫る必要性を感じた。がみえてきた。吉宗の意図のなかに「名物帳」がどのように位置づけ

以後、 にし、そのなかにおいて「名物帳」がどのように位置づけられるのか えで、吉宗が刀剣に対してどのような意識を持っていたのかを明らか 帳」の記載内容や写本の系統について整理し、これを編纂した本阿弥 みではなく、江戸中期、特に八代将軍徳川吉宗の治政下における武芸 れたものと扱われており、辻田氏の論点は等閑視されたままである。 上されたこと自体に疑義を唱えられていることを知った。しかしそれ 物帳」の写本に検討を加えたうえ、幕命によってこれがまとめられ献 不審を覚えた。先学の研究に当たったところ、辻田吉堯氏が数ある「名 を考察する て、吉宗による武芸奨励や古物に関する情報収集について概観したう 家の活動とどのようにかかわるのかを検討する。さらに第二章におい や文化の展開からその位置づけを考える。まず第一章において「名物 によって編纂され献上されたという確かな史料が見当たらないことに ところが、いざ「名物帳」について調べてみると、これが吉宗の命 そこで本稿では、「名物帳」の成立や意義について刀剣分野からの 正面からこの疑問に答えることなく吉宗の命令によって編纂さ

「享保名物帳」の概要

(1) 二系統の「名物帳」

れていないが複数の写本が伝わっており、これまでの研究により二系主・光忠(?~一七二五)が幕府へ提出したとされる。原本は発見さ「享保名物帳」は享保四年(一七一九)十一月に本阿弥家十三代当

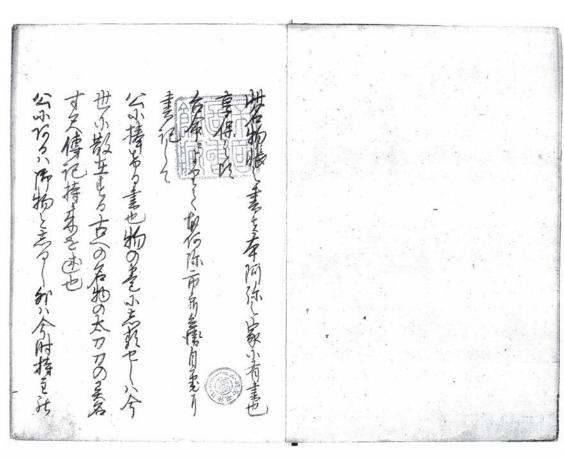
ぞれにどのような違いがあるのかをみておきたい。 「類であり、いまひとつは「**平野藤四郎**」ではじまる第Ⅱ類である。「享日類であり、いまひとつは「**平野藤四郎**」ではじまる第Ⅱ類である。「享統に分類されている。ひとつは冒頭が名物「**厚藤四郎**」ではじまる第

第Ⅰ類

しかたく疑しきと思識もあらためす、本のま、写しとめぬ。阿弥市郎兵衛自毫に書記して、公に捧る書也。物の卷にしるせしい、今世に散在する古への名物の太刀刀の異名寸尺伝記持来を述れる出来を書集し書也。高田英通故有て伝秘し置し書を求書し、解る出来を書集し書也。高田英通故有て伝秘し置し書を求書し、解いたく疑しきと思識もあらためす、本のま、写しとめぬ。

安永八己亥年八月 源長俊

安永八年(一七七九)八月に記されたこの序文によると、彼が写し



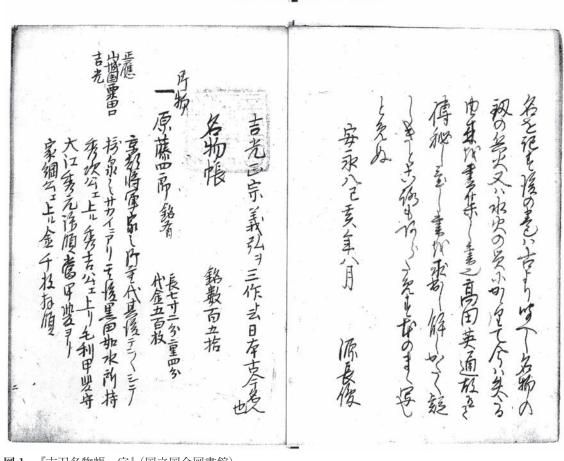


図1 『古刀名物帳 完』(国立国会図書館)

た原本はもともと本阿弥家にあり、わけあって高田英通という人物がた原本はもともと本阿弥家の系統については次節を参照)。書体などからことになる(本阿弥家の系統については次節を参照)。書体などからことになる(本阿弥家の系統については次節を参照)。書体などからことになる(本阿弥家の系統については次節を参照)。書体などからたものとみられる。

(図1)。 内容をみると、冒頭の「厚藤四郎」は次のような記載になっている

御物

事頁。利甲斐守大江秀元拝領、当甲斐ヨリ家綱公エ上ル。金千枚リ。其後黒田如水所持、秀次公エ上ル。秀吉公エ上リ、毛京都将軍家ノ御重代其後テン (〜シテ摂泉ノサカイニア厚藤四郎 銘有 長七寸二分 重四分 代金五百枚

らはじめるものの、 と、まず刀工ごとに粟田口吉光 ることを示し、諸家所有の場合は代付の下に記される。 江 したもの)、 名物の名称、銘の有無、長さと重さ、代付 以下、 来一〇、長谷部国重一、了戒一、国永一)、大和国八口 義弘一一口、貞宗一八口を挙げる。 おおむね五畿七道の順に並べ、内訳は山城国一五口(宗近 由緒・来歴を記す。 必ずしも所有者ごとにまとまっているわけでもな (藤四郎)の一六口、正宗三九口、郷 右肩の 「御物」は将軍家の所蔵であ それぞれは将軍家の名物か (刀剣の価値を金銀で表 掲載順をみる (当麻五

> いる。 ・ として、失われた名刀七八口を挙げており、総計は二三六口となって行光(相模)三、美濃六、高木貞宗(近江)一となっており、ここまでの合計は一五八口である。さらに続いて「焼失名物帳 銘数七拾八」での合計は一五八口である。さらに続いて「焼失名物帳 銘数七拾八」として、失われた名刀七八口を挙げており、総計は二三六口となっており、ここまでの合計は一五八口である。さらに続いて「焼失名物帳 銘数七拾八」がある。

山による追記がみられる。のまま転写したとあるものの、「**籠手切正宗**」の項には次のような香のまま転写したをあるものの、「**籠手切正宗**」の項には次のような香なお、筆写した香山の序文には疑問に思った部分も含めて原本をそ

アリ。故ニ爰ニ記。刃の長サ此書ニ異ナルコトナシ。切先余程ノヒタリ中心ノ銘少異因の長サ此書ニ異ナルコトナシ。切先余程ノヒタリ中心ノ銘少異宝暦十辰年本阿弥次郎太郎宅ニテ加州ノ籠手切ノ太刀ヲ見タリ。

見タル所郎ノ字半分切レ有。愚按ハ右幕下御摺上ヨリ前ニ大津ノ津伝十郎ト有リ。郎ノ字半分キレタリ。此書ニ拝領トアレト予カ朝倉義景籠手切太刀也。脇天正三年十二月。裏ニ右幕下御摺上大

銘アリシト見エタリ。

ている。
宝暦十年(一七六〇)に本阿弥次郎太郎宅において当時加賀前田家
宝暦十年(一七六〇)に本阿弥次郎太郎宅において当時加賀前田家
宝暦十年(一七六〇)に本阿弥次郎太郎宅において当時加賀前田家

書館)も名物一五八口、焼失名物七八口を掲載しており、掲載順や表おなじく第1類に分類される『刀剣名物略記』全』(東京都立中央図

なかったようである。 写した時点ではすでに破損により筆写した人物などを知ることはでき 奥書を有しており、寛政五年(一七九三)に「秘書」を写し取ったも 神宮に奉納した刀に「安達成直磨之」の銘を入れるなど幕末に活動し 成直は通称を定十郎といい、刀工大慶直胤(一八〇五~五八)が伊勢 記のわずかな違いはあるものの同系統の写本である。奥書より嘉永二 のであることがわかるが、「此処破損也、文字不知」とあって成直が た研師で、 (一八四九) には「右雖為秘書、 光意家の本阿弥成応門弟といわれる。彼が写した「名物 の初夏に安達成直という人物が写したものとわかる。 懇望…」「于時寛政五癸丑七月中旬…」との

代付、

所蔵者のみを書き上げ、

録である。

右の二書には掲載されていた「愛染国俊」、「ヘシ切長谷

由緒などはまったく記さない名物目

は、 また『刀剣雑記 銘の有無 (銘有、 全 無銘、 (東京都立中央図書館) 象眼銘、 スリ上)、 名物の名称、寸尺と 所収 「天下雄剣録

なく、

(一七五七) であることが注目される。

奥書には次のようにあり、

破損またはミスにより一枚分が消失したと考えられる。しかも末尾に

「一百四十八」と明記しており、一五八口を掲載した写本からでは

すでに一○口少ないものからの転写であったことが想像され

源長俊本よりも転写が古い宝暦七年

の写本から由緒以外の情報を抜き書きしたもので、転写のある段階で

その他の掲載名物や順序はほとんど同じであることから、

同系統

麻」、「鉈切当麻」、「大坂当麻」、「児手柏包永」の十口が見えないもの 部」、「秋田了戒」、「鶴丸国永」、「上部当麻」、「上部当麻」、「村雲当

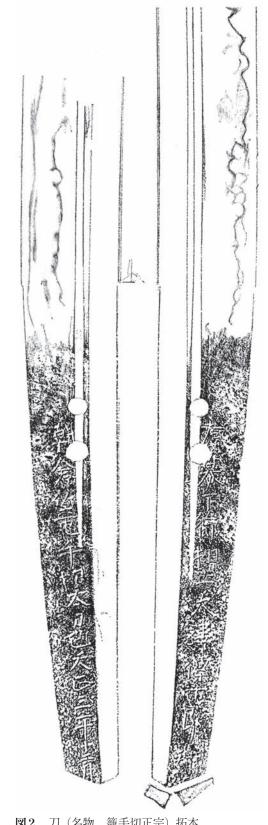


図2 刀(名物 籠手切正宗) 拓本 (原品:東京国立博物館)

宝曆七年丁丑春三月 江戸麹町研屋半治伝右之外仮令正銘雖有之後来不極申本阿弥家職法也。

右今泉氏蔵本ヲ以テ写

転写したものである。 「今泉氏」の所蔵本をもとに麹町(東京都千代田区)の研屋半治が

たことがわかる。があり、奥書によると土屋帯刀、柳沢予成、深沢敬明と転写されていっがあり、奥書によると土屋帯刀、柳沢予成、深沢敬明と転写されていった。とのほか、国立国会図書館には『名物帳』全』と題する天保の写本

右壹巻土屋帯刀子より受蔵而写置者也。

天保二辛卯歳八月 柳澤善之助豫成

現在之内一條焼失之内二條目録ヨリ不足也。但右者享保度ニ被改処也。此外名物ト可称者数多可有之。

于時天保十四卯歳如月十又四日依

君命以腐稿写之 深澤敬明写

さらに、明治になってからの写本であるが、徳川美術館の所蔵するれ、その成果は『土屋押形』として現在まで伝えられている。幕府に仕える一方、荒木一滴斎甫秀に学んだ刀剣の研究者として知ら(一七八二~一八五二) であろう。西丸御徒頭や御先手鉄砲頭として「土屋帯刀」とある人物は旗本土屋紀伊守廉直の長子・温直

を校合したとある。

島光品)

全

の奥書には、

本阿弥百次郎

(光室四男光龍の系統、

桑

の「秘書」と尾張徳川家お抱えの研師・竹屋九右衛門の蔵書

右

衛門校合追加写之、則以蔵書本増補之、明治三年(一八七〇)夏、於西京本阿弥百次郎以秘書、竹屋九右明治三年(一八七〇)夏、於西京本阿弥百次郎以秘書、竹屋九右

同季秋葉月

本が作られていたことがわかる。紀後半にはすでに有職故実家や鑑刀家、研師らによっていくつかの写き、本阿弥家や筆写した者は「秘書」と認識していたものの、十八世以上より、少なくとも宝暦七年には第Ⅰ類の名物帳の存在が推定で

第Ⅱ類

統には次の三つの写本が伝わっている。 次に冒頭が「**平野藤四郎**」ではじまる第Ⅱ類をみてみよう。この系

(a)『刀剣名物帳 全』(国立国会図書館、図3)

本」と通称されている。この紙片には次のように記されている。者名物帳中之原本也」と別筆により記されていることから、「芍薬亭られる左記の紙片を貼り付けたうえ、その前後に「芍薬亭書」、「本書外題に「芍薬亭長根叟」と書き込まれ、表紙裏には書状の一部とみ



図3 『刀剣名物帳 全』(国立国会図書館)

頁には「妙本、本光、光心、光刹」の名と九代光徳から十七代光一ま 号であるものの、別筆による記入のほかにこの写本が光恕によるも での本家各当主の名前と花押を並べ、さらに の、あるいはその写しであるとする痕跡はみられない。さらにその次 芍薬亭は本阿弥光山家の四代光恕 (長根、一七六七~一八四五)

名物剣集

本阿弥光忠代 有徳院様 御代享保四亥年十一月撰上候由

松平頼平(一八五八~一九二九)の旧蔵書とわかる。 書之記」の所蔵印があることから、明治の鑑刀家として知られる子爵 と書される。右上隅には「松平氏蔵書記」、左頁には「秋霜軒収蔵図

上、中、 上巻 中巻 下の三巻構成であり、内容は次のようになっている。 宗近以下、一〇〇口 吉光一六口、正宗四一口、義弘一一口、計六八口

焼失名物八〇口

として二六口、「昔ノ名剣御所之剣」が巻末に付けられる。 文字」、下巻の 正宗」、「芦屋正宗」、中巻の「紅葉山信国」、「伏見貞宗」、「不動行光」、 よりも一二口多い。第I類に掲載されていない名物は、上巻の「大垣 「大倶利伽羅広光」、「乱光包」、「ニツ銘則宗」、「城井兼光」、「生駒左 名物数一六八口、焼失名物数八○口、総計二四八口であり、第Ⅰ類 「真田藤四郎」、「大行平」である。さらに、「名物追記

(b)『名物牒 全』(日本美術刀剣保存協会)

たものとあり、「求与本」と通称されている。(単)奥書によると星野求与なる人物が本阿弥正三郎から借り受けて写し

此書本阿弥正三郎ヨリ借得テ写置モノナリ

弘化二巳年(一八四五)四月吉日

星野求与ノ写本ナ(以下不明)

は二八口と二口多い。「名物追記」と「昔ノ名剣御所之剣」を付記する。ただし「名物追記」ており、名物数一六八口、焼失名物数八〇口、総計二四八口を掲載し、ており、名物数一六八口、焼失名物数八〇口、総計二四八口を掲載し、の六二)とみられる。(a)と同じく上・中・下の三巻構成となっれ、『星野押形』が知られている。正三郎は光恕の息・光佐(?~れ、『星野押形』が知られている。正三郎は光恕の息・光佐(?~れ、『星野押形』が知られている。正三郎は光恕の息・光佐(?~れ、『星野押形』が知られている。

(c)『刀剣名物帳』(日本美術刀剣保存協会)

(一八五七) の奥書を有する写本がある。 同じくこれに類するものとして、菅原質直による安政四年

愚家の為に写し置くものなり。を、乞受尚原本を借用して紙数はたらねど、文字書様をつづめて此名物帳は家師同姓長識主の祖父長根君の筆記はじめにありける

表題は長識主の手記なり。

于時安政四巳年二月 下谷西街道 菅原質直 (花押)

だとわかる。
ものをその孫にあたる長識(?~一八九三)より借用して写したものり、この写本は「質直本」と通称されている。本阿弥光恕が筆記したり、この写本は「質直本」と通称されている。本阿弥光恕が筆記した

は極めて高い。 (b) は子の光佐、(c) は孫の長識から借りて書き写したものであり、(a) 自体には旧蔵者である松平頼平氏の書き入れとみられる部り、(a) 自体には旧蔵者である松平頼平氏の書き入れとみられる部分以外には明確な証拠はないものの、これが(b)(c) のもととなった光恕筆記の原本と近代には考えられていたことがわかる。いずれにた光恕筆記の原本と近代には考えられていたことがわかる。いずれには極めて高い。

する。 とし、 時代の写本にあたらない限りその全貌がわからないことには注意を要 基本的に第Ⅱ類の写本に拠っており、 芍薬亭本を底本とし、(b) 求与本より記載を補っている。つまり、 辻本直男氏による『図説刀剣名物帳』(雄山閣出版、一九七○年)は(a) 央刀剣会本部、一九二六年)は 蔵)によって校訂したもので、中央刀剣会本部編『刀剣名物牒 されている。このうち羽皐隠史『詳註刀剣名物帳』(金港堂書籍 九一〇)が所蔵していた(c)の転写本 九一三年/増補版:嵩山房、 なお、近代以降に「名物帳」をまとめたものとして、三種が出版 宮内庁御用掛を務めた刀剣鑑定家・今村長賀氏(一八三七 (b) 求与本を底本としている。 一九一九年)は羽皐氏の所蔵本を底本 掲載名物の少ない第Ⅰ類は江戸 (現在、前田尊経閣文庫所 また、

これら二系統に掲載された名物刀剣とその所蔵者をまとめたものが

軍家)、「大行平」(焼失、豊臣家)の十二口となる。 電家)、「乱光包」(将軍家)、「土勢左文字」(不明)、「真田藤四郎」(焼失、将家)、「乱光包」(将軍家)、「大倶利伽羅広光」(松平陸奥守=仙台伊達右近将監=小倉小笠原家)、「大倶利伽羅広光」(松平陸奥守=仙台伊達右近将監=小倉小笠原家)、「大倶利伽羅広光」(松平陸奥守=仙台伊達家)、「乱光包」(将軍家)、「大児利伽羅広光」(松平陸奥守=仙台伊達家)、「乱光包」(将軍家)、「大児利伽羅広光」(松平陸奥守=仙台伊達家)、「乱光包」(将軍家)、「大児利伽羅広光」(松平陸奥守=仙台伊達家)、「乱光包」(将軍家)、「大児利伽羅広光」(松平大田)、「大行平」(焼失、豊臣家)の十二口となる。

た時期や性格を考えるうえで参考になる。「鳥丸藤四郎」は第Ⅰ類では日野家支流の公家・鳥丸家の所蔵と記されるが、第Ⅱ類では「田人・三木権太夫となっており、延宝頃(一六七三~一六八一)から町人・三木権太夫となっており、延宝頃(一六七三~一六八一)からにでいたという。また、「清水藤四郎」は第Ⅰ類では「細川同家に移っていたという。また、「清水藤四郎」は第Ⅰ類では京都のは日野家支流の公家・鳥丸家の所蔵と記されるが、第Ⅱ類では京都のは日野家支流の公家・鳥丸家の所蔵と記されるが、第Ⅱ類では京都のは日野家支流の公家・鳥丸家の所蔵と記されるが、第Ⅱ類では京都のは日野家支流の公家・鳥丸家の所蔵と記されるが、第Ⅰ類では第Ⅰ類では日野家支流の公家・鳥丸家の所蔵と記されるが、第Ⅰ類には「田田」といるが、正系統の「名物帳」が作成されまた、所有者が異なる場合があり、二系統の「名物帳」が作成されまたい。

頭(利勝)を挙げる。
「小夜中山左文字」は第Ⅰ類には「土井能登守」の所有とあり、に任命された利房(一六三一~八三)であれば享保以降となってしまう。第Ⅱ類では京都町人某正保三年(一六四六)に任命された利房(一六三一~八三)であれ正保三年(一六四六)は第Ⅰ類には「土井能登守」の所有とあり、

平美濃守」とする。元和三年(一六一七)五月十三日に将軍秀忠より「浅井一文字」は第1類が「松平加賀守」(加賀前田家)、第1類が「松

報を記載している。 保)に渡ったという。これらはいずれも第Ⅰ類の方が古い所有者の情保)に渡ったという。これらはいずれも第Ⅰ類の方が古い所有者の情前田利常へ下賜され、その後、時期は不明ながら松平美濃守(柳沢吉

一方、大坂夏の陣(一六一五年)や明暦の大火(一六五七年)で焼けた「焼失」の部にも所有者の異同がある。まず、「大坂野藤四郎」、 「大坂長銘正宗」、「抜国吉」の三口は、第Ⅰ類が「御物」(将軍家)、第 「大坂長銘正宗」、「抜国吉」の三口は、第Ⅰ類が「御物」(将軍家)、第 「大坂長銘正宗」、「抜国吉」の三口は、第Ⅰ類が「御物」(将軍家)、第 「大坂長銘正宗」、「大坂御物」(豊臣家)とする。「大坂新身藤四郎」は大坂の陣 で焼身になった後、将軍家に伝えられたらしく、享保二年にその所有 で焼身になった後、将軍家に伝えられたらしく、享保二年にその所有 で焼身になった後、将軍家に伝えられたらしく、享保二年にその所有 で焼りた後に名古屋城にもたらされ、そのまま尾張徳川家で保管さ れたと思われる。これらは大坂の陣において焼けたものであるため、 第□類では大坂御物と記したと考えられる。一方、「抜国吉」は文禄 四年(一五九五)に本阿弥光徳によって記された『刀絵図』(いわゆる『光 ではみえない。その後の行方は不明であり、とりあえず第Ⅰ類の記載 にはみえない。その後の行方は不明であり、とりあえず第Ⅰ類の記載 にはみえるとのる。 「大坂前方」といる。「大

なっている。慶安四年(一六五一)の『尾張徳川家御腰物』(徳川美術「一期一振藤四郎」は第Ⅰ類では尾張徳川家、第Ⅱ類では将軍家と

れていない。

「大坂新身藤四郎」との整合性がとれるものの、同様の状況にあった「大坂新身藤四郎」との整合性がとたと考えられている。尾張徳川家に預けられていたための表記とみらいことから、大坂落城の際に焼身となり、家康が越前康継に再刃させ館)に「大坂焼物」として記載があり、明暦の大火で焼けた記録がな館)に「大坂焼物」として記載があり、明暦の大火で焼けた記録がな

類の方がより正確な記録となっている。 「蜂屋江」は第1類では将軍家、第Ⅱ類では「甲府殿」(家光三男の 「蜂屋江」は第1類では将軍家、第Ⅱ類では「甲府殿」(家光三男の

第1類は宣政の官職で掲載されていることになる。 本正宗」について、第Ⅱ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅱ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅱ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅲ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅲ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅲ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅲ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅲ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅲ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅲ類はすべて「松平筑前守」と 大一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅲ類はすべて「松平筑前守」と 大とえば黒田家所蔵の「稲葉志津」、「岡本正宗」が「松平右衛門佐」、 大一文字」、「岡本正宗」は慶長十七年 大口、「一大」、「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」について、第Ⅲ類はすべて「松平筑前守」と 大口、「一大」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」は、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「日本正宗」が「松平 第前守」と 「本本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「松平右衛門佐」、「日本正宗」が「日本

十四年に相模守に転任している。
吉泰は元禄十三年(一七○○)に伯耆守綱清から家督を相続し、享保平右衛門督」、第Ⅱ類が「松平相模守」となっている。池田右衛門督與取松平(池田)家所蔵の「**吉田兼光**」、「大坂当麻」は第Ⅰ類が「松

について、後者は第Ⅰ類、第Ⅱ類ともに「京極若狭守」とするもの讃岐丸亀藩主京極家の所有する「白樫包永」と「ニッカリ青江」

四年時点では若狭守高或が家督を継いでいる。(一六六九)に任じられた高豊(元禄七年卒)を指すとみられ、享保の、前者の第1類のみ「京極備中守」となっている。これは寛文九年

ところ第Ⅱ類の成立に関わった人物は、光恕、 所有者やその表記の違いから、享保以前の成立と考えられる第Ⅰ類に 紀以降、それも本阿弥光山系の光恕周辺でしか確認できない。 者ともに本阿弥家に所蔵されていたものを原本としていると考えら えられよう。 少なくとも一八世紀中頃には確認できるのに対して、第Ⅱ類は十九世 録している名物の数や記載の内容、全体の構成に相違がある。 ために第Ⅰ類よりも他史料と整合性のある来歴を掲載している。 対して、第Ⅱ類はそれをもとに増補、再編集したものとみられ、 た控帳の写しとする見方もあるものの、写本の奥書を見る限りでは両 を本阿弥家が幕府に提出したものの写し、第Ⅱ類を本阿弥家で編纂し 以上のように、いわゆる「享保名物帳」には二つの系統があり、 実際に提出されたものの写しではない。さらに、第1類の存在が あるいはその周辺と考 名物の 収

ついて辻田氏は次のような観点から疑問を投げかけている。「享保名物帳」が吉宗の命によって編纂、献上されたということに

-)享保年間に「名物帳」を献上した公的な記録がない。
- いたことが明らかな他の大名の所蔵刀が少ないなど、所有者に② 加賀前田家からの選出が極端に多く、名刀を数多く所有して
- ③ 享保年間より前の所蔵者になっている名物刀剣がある。

偏りがある

④ 多数の名工を輩出した備前刀の収録が少なすぎる。

唯かに『徳川実紀』をはじめとする幕府の記録に、本阿弥家に「名

は次の通りである。 基づくに過ぎないとした。「**日向正宗**」の項にほどこされたその註記いう論拠は、第Ⅱ類(a)芍薬亭本に貼られた紙片の記載であり、さらにそれは(c)質直本(前田尊経閣文庫)への本阿弥長識の註記にらにそれは(c)質直本(前田尊経閣文庫)への本阿弥長識の註記にりにそれは(c)質直本(前田尊経閣文庫)への本阿弥長識の註記にという論拠は、第四の編纂を命じ、またそれが献上されたことを窺わせる記述は見

郎兵衛へ吟味遣ス、前ハ堅田と唱へ候得共、夫ヨリ日向トアリ。応二年午十二月南竜院殿ヨリ清渓院殿へ被進、元禄十一寅五月三享保四亥十一月名物帳出来ニ付紀州殿へ四郎三郎ヨリ問合処、承

それからは「日向」と呼んでいるとのことであった。
「簡い合わせたところ、「日向正宗」は承応二年(一六九八)五月、本に徳川頼宣から長男の光貞に渡り、元禄十一年(一六九八)五月、本に徳川頼宣から長男の光貞に渡り、元禄十一年(一六九八)五月、本の問い合から長男の光貞に渡り、元禄十一年(一六五三)十二月

て、享保四年の将軍への献上を否定したのである。

「は享保以前より本阿弥家に代々伝存してきた記録にすぎないとしまするものは何一つないとした。他の資料も検討したうえで、「名物にのときに「名物帳」が作成されたのではなく、また、この事実を傍このときに「出来」を「発見」、あるいは「噂にのぼる」と解釈して、

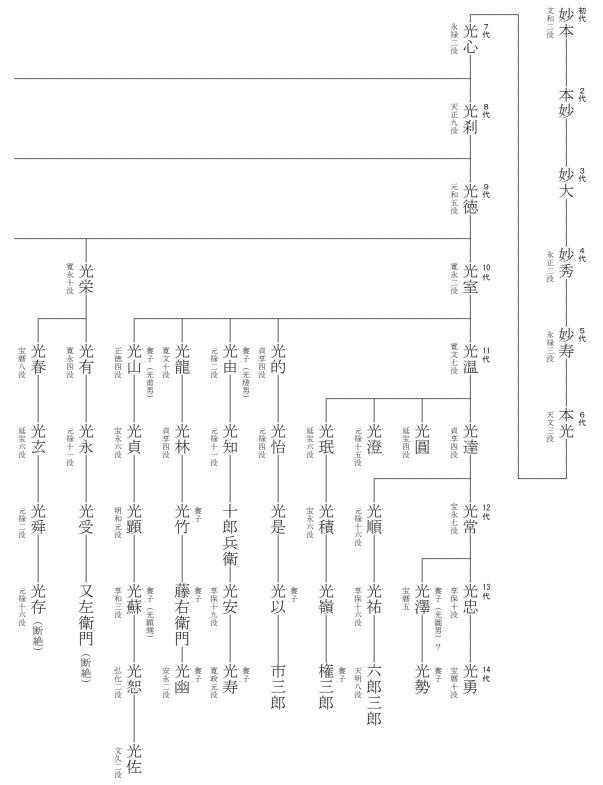
かる。確かに辻田氏の述べるように、第I類の「名物帳」には編集の周辺で享保年間に将軍に献上したものであると認識していたことがわ上のことはみえており、少なくとも安永頃には本阿弥家あるいはそのしかし、第I類の榊原香山の序文にも本阿弥家による「名物帳」献

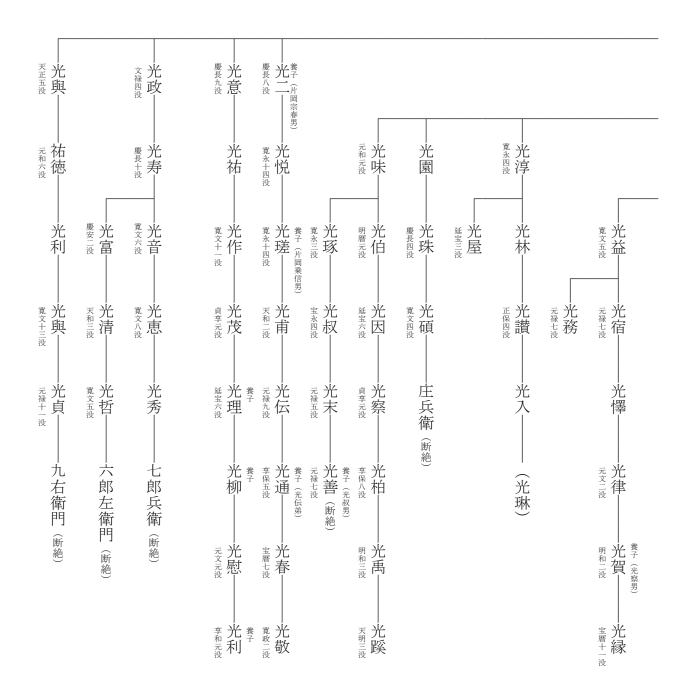
との関わりについて検討したい。 求するため、この編纂にあたった本阿弥家の具体的な活動と名物刀剣 たして将軍への献上を否定することができるのであろうか。さらに追 一貫性や綿密さに欠けるところがあろう。ただ、そのことをもって果

(2) 本阿弥家の活動と「名物_

江戸時代を通じて「刀剣目利」として幕府に仕えたのが本阿弥家で 「江戸時代を通じて「刀剣目利」として幕府に仕えたという。 氏が上洛した際に鎌倉から従い、「刀剣奉行」として仕えたという。 氏が上洛した際に鎌倉から従い、「刀剣奉行」として仕えたという。 にが上洛した際に鎌倉から従い、「刀剣奉行」として仕えたという。 にが上洛した際に鎌倉から従い、「刀剣奉行」として仕えたという。 にいため、将軍に仕える武士で刀剣の鑑定にすぐれていた松田右衛 かったため、将軍に仕える武士で刀剣の鑑定にすぐれていた松田右衛 がったため、将軍に仕える武士で刀剣の鑑定にすぐれていた松田右衛 がったから、日本のが、日本のが、日本のが、日本のが本門弥家で

山 十代光室の二男光的、三男光由 賀豊後守高忠二男、片岡次太夫との子・光二(一五二三~一六〇三) らが分家を建てた。その系図には本阿弥光春「本阿弥次郎左衛門家伝 以後も本家(三郎兵衛家)のほかに九代光徳の二男光栄、三男光益 ることから、この伝承には誤解があろう。本家は長男光刹が継ぎ、光 ただし、光二よりも八代光刹(一五一六~一五八一)の方が年長であ 家を立てることとなったと『本阿弥行状記』(以下『行状記』)は伝える。 を娘妙秀の婿養子としたが、その後、光心に男子が誕生したため、 (『改定史籍集覧』別記類五所収)、 その後を継いだ七代光心にもはじめ男子がなく、本光の娘妙福と多 光政、光與ら兄弟と養子である光二はそれぞれ分家を形成した。 光甫男)、 十一代光温の長男光達、 (養子、光瑳男)、 日慈「本阿弥家系草稿」(天保二年 十二代光常の一 四男光龍、 一男光琢 五男光





な系図をあらわしたものが図4である。阿弥十二家系譜」などがあり、これらをもとに享保頃までのおおまか〈一八三一〉)、本阿弥長識『空中斎草抄』(明善館、一八八四年) 所収 「本

お現在、 年に一条堀川戻り橋に再建されたものの、 されたが、天文五年(一五三六)の天文法華の乱で焼失した。 約束されている。本法寺は寛正四年(一四六三)三条万里小路に再建 にわたって一族の「知行並合力金銀之百分一」を毎年寄進することが 同寺に伝わる光温、 本阿弥家は本法寺の壇徒として法華宗を奉ずることになったという。 を支えた往時を伝えている 話があり、この頃の度重なる再建に光二が尽力したことが窺える。 ひ立れけるが、其談合の為にまゐられたり」と平然と言ったという逸 心配した人々が見舞いに訪れると、光二の妻で光悦の母である妙秀が 第造営のため現在の堀川寺ノ内北東(上京区本法寺前町)に移転した。 『行状記』第三段には石川五右衛門に刀剣を盗み取られた本阿弥家へ 光二は下京へゆきて留守なり、 族の信仰心の強かったことは (八)に帰依し、出獄後に剃髪して本光の法名を授けられたことから 六代本光は将軍の怒りを買って入牢した際、 歴代祖師塔を囲むように一族の供養塔が林立しており、 益忠 (光常)、忠弥 (光忠) の寄進状には、 (付図1)。 『行状記』にたびたび記されており、 其ころ本法寺の堂を建立すべしと思 同十八年、秀吉による聚楽 日親上人(一四 同十一 〇七 同寺

檀徒として「本孫三郎」の名がみえる。「本三郎」は本家が継承した孫左内」、「本新九郎」、「本弥四郎」、「本光意」、「本光仁」、本国寺のる。そのうち「中小川」の項には本法寺の檀徒として「本三郎」、「本帳簿には、帰依する寺院、喜捨の額、檀徒の名前が町ごとに記され天正四年(一五七八)、法華宗檀徒によりおこなわれた洛中勧進の天正四年(一五七八)、法華宗檀徒によりおこなわれた洛中勧進の

埋忠家と蒔絵の五十嵐家も姻戚関係にあったことが知られている。こ 多く、 町に 孫左、 れる② 二郎が連署書状を出している。また、本阿弥家は光悦と光刹の娘妙得、 寺金乗坊)がみえ、刀剣や鐔、金具の製作をしていた埋忠家の人々と たと伝えられるのも、このような法華の戒律が背景にあるものと思わ 的 の曽祖父にあたる尾形道柏に嫁ぎ、光室の妻妙室が後藤徳乗の娘、 同族間の婚姻が非常に多い。それ以外でも光悦の姉法秀が光琳や乾山 光徳と光悦の姉妙光、光瑳と光徳の娘妙山、光甫と光室の娘妙了など、 諸寺御老僧衆宛てに本阿弥光室、 寺取納帳」や同年十一月「諸寺下行方」、同二十七日「従堺運上金子 た家が名を連ねる。本阿弥家と後藤家は天正七年十月二十六日付 寺円台房)がみえるなど、 龍坊)、狩野辻子に絵師の狩野法眼 思われる。さらに下柳原町に刀装金工の後藤六郎右衛門尉(本国寺本 光意は光心の三男、光仁は光二のことであろう。この文書には北舟橋 求されていたことがあった。光悦の実母妙秀は同族間の結婚を推奨し の背景には当時、夫婦ともに法華門徒であることが資格条件として要 日記」など、たびたび連名で書状を出しており、某年九月十三日には 通称である本阿弥三郎兵衛の略称と考えられ、八代光刹とみられる。 の妻妙春が茶屋道清の娘など、彼らは互いに姻戚関係を結ぶことも 、法華信徒としての強い結び付きを有していた。後藤家と狩野家 「埋只与三郎」(頂妙寺大乗坊)、芝薬師町に「梅た、内方」(本能 新九郎、 弥四郎、 孫三郎について詳しいことはわからない 室町時代から絵画工芸によって幕府に仕え 後藤徳乗、 (妙覚寺大行房)、狩野与次 豪商の中島(茶屋)

がとつとして「本阿弥辻子」を挙げる。その場所は「小川通すまの貞享二年(一六八五)に刊行された『京羽二重』には「洛中辻子」

ことは間違いなかろう。
禄覚書』には「実相院図子」とみえ、ここに本阿弥家の居所があった天正の勧進日記にあった「中小川」と同所とみられる。後に掲げる『元出川通)から一筋北へ上がった西側(上京区実相院町あたり)であり、町通の壱町上にしへ入所」、つまり南北にはしる小川通を須磨町通(今町通の壱町上にしへ入所」、

には鷹峯を幕府へ返上することとなったのである。 蓂記』には、たびたび光甫がそのもとを訪れ、 頃より鹿苑寺などとの間に境界をめぐる争いがあったらしく、必ずし みられている。しかし、 右衛門、 蓮池常有、 阿弥一族のほか、蒔絵師土田宗沢、経師紙屋宗仁、筆屋妙喜、 る鷹峯の地を拝領し、ここに移り住んだことはよく知られている。本 様子が窺える。しかし、 も安定した所領経営ではなかった。鹿苑寺の住職・鳳林承章の日記『隔 しても著名な光悦 大坂の陣後の元和元年(一六一五)、光二の長男で書家、 同道有など、 埋忠道安、 (一五五八~一六三七) が家康から京の西北にあた 法華檀徒と考えられる町衆とともに移住したと 尾形宗柏、茶屋四郎次郎、錺金具師躰阿弥八郎 その努力もむなしく、延宝七年(一六七九) 光悦の没後まもない寛永二十年(一六四三) 相論の決着に尽力した 陶芸家と 唐織屋

養塔が佇んでいる(付図2)。 鷹峯の光悦町に設けた位牌所はのちに光悦寺となり、『雍州府志』巻十陵墓門には光悦と懇意であった京都所司代・板倉伊賀守勝志』巻十陵墓門には光悦と懇意であった京都所司代・板倉伊賀守勝志』巻十陵墓門には光悦と懇意であった京都所司代・板倉伊賀守勝志』巻十陵墓門には光悦と懇意であった京都所司代・板倉伊賀守勝志』巻十陵墓門には光悦寺となり、『雍州府

の町衆も江戸への移住を余儀なくされる。狩野家では分家の探幽徳川幕府の支配が確立すると、室町時代からの伝統を有する京都

十三代光忠と十四代光勇の墓石は近くの安立寺にある(**付図4**)。 十三代光忠と十四代光勇の墓石は近くの安立寺にある(**付図4**)。 十三代光忠と十四代光勇の墓石は近くの安立寺にある(**付図4**)。 十三代光忠と十四代光勇の墓石は近くの安立寺にある(**付図3**)、 十三代光忠と十四代光勇の墓石は近くの安立寺にある(**付図4**)。

賀藩主前田利光 光温までの戒名と没年を刻したものであり、 あったとされるが、現在はそのうち六基しか確認できず、うち四基が 境内の墓地には本阿弥家の「分骨墓」がある。 中山法華経寺(千葉県市川市中山) 光温・妙温夫妻、 市の指定文化財となっている。最も大型の石碑は初代妙本から十一代 (付図5)。 また、元和八年(一六二二)、十代光室は両親の菩提を弔うため加 (のち利常、 光達・妙行夫妻、光常・妙諦夫妻、光悦の碑がある 一五九四~一六五八)の援助を得て、 の五重塔を建立したと伝えられ、 ほかに妙室(光室妻)、 大正時代には十七基が 正

書』からは、より詳しい状況を知ることができる。 を時期における構成員や居所のあらましがわかる。さらに元禄十三年 各時期における構成員や居所のあらましがわかる。さらに元禄十三年 (一七〇〇) から十六年ころに書き上げられた京都の行政史料である (一七〇〇) から十六年ころに書き上げられた京都の行政史料である (一七〇〇) から十六年ころに書き上げられた京都の行政史料である (三禄覚書』や正徳から享保初年に編纂された『京都御役所向大概覚 (三禄覚書』からは、より詳しい状況を知ることができる。

本阿弥家

本阿弥之事	曲。	と者共之内、諸大名より知行、安楽小路	同所 中小川町 同	「『『『『『『『『『『『『』 『『『』 『『』 『『』 『『』 『『』 『』 『』	同所 松平加賀守扶持人 同実相院図子	御扶持人之外本阿弥一家 一、百俵弐拾人扶持 同	一、百石	西陣元伊佐町 同断 同	一、百俵ニ弐拾人扶持 同断 同	一、五拾石四斗余 西陣堀之上町 同断 同一、拾五人扶持 右同所 同断 同断 同
	(『元禄覚書』天)	或ハ扶持切米強力金取之者在之同が私三郎	円 六郎左衛門		同 光通	市 市 郎 兵 衛	P. 藤右衛門 市郎右衛門	光光	光柳	同 定兵衛 同 定兵衛
		御扶持方	一、御切米	一、御切米	十三人扶持	一、拾人扶持本阿弥一家江戸住居之分	堀川通北船橋町	上京実相院町	一、五拾石四斗三升五合 同町	十五人扶持 一、百石 一、百石 一、百石
同 十郎右衛門	本阿弥光律		同 庄兵衛	同 市郎兵衛	同藤右衛門	本阿弥四郎三郎	同 七郎右衛門	同光通	同光柳	同断 本阿弥三郎兵衛 不阿弥三郎兵衛

同 市郎左衛門

同 市三郎

同 次郎三郎

同

孫三郎

同 喜 素 三 。

同 助三郎

同 九郎左衛門

有之『候由』。 右之もの共之内、 諸大名より知行或ハ扶持・切米・合力金取候者

『京都御役所向大概覚書』六―一六)

田家、 与るようになったといい、次のような息子光悦の手紙も残されてい 光二は前田利家 (一五三九。~一五九九) と交流が深く、その扶持に 扶持を被下、大に御念比なる」(『行状記』第十二段)とあるように、 とがわかる。「加賀大納言利家卿いまだ御小身の時より、親光二に御 屋敷を有すること、幕府の扶持を受けるほかに、光通や光山が加賀前 辺の堀之上町、 これによると、京都では当時、本阿弥辻子(実相院町)のほか、周 光快が尾張徳川家、 元伊佐町、 六三郎が久留米有馬家の扶持を得ていたこ 北舟橋町、 中小川町、 安楽小路町に分家が

其地可罷下用意仕候処に五三日中被成御帰之由候間相延申候、可 弥事遠候御慶可令任御意候、 |様御取成所仰候御腰物共出来候間令持参候軽微候へ共、帯弐す 長秀様御用繁付而不任心中利家様御身廻延引迷惑仕候 仍昨日金沢令参着候、去年北庄迄罷

ち進入候表祝儀計候

恐惶謹言

徳友斎

月五日

富治部左殿

人々御中

以上追而申候光仁方より御音信之物持参之候以上

申 事」とあり、前田家二代利長(一五六二~一六一四)から、古田織部 望トテ剣尽をかき申候、 月十五日付の加賀藩の某に宛てた光悦の書簡には「一、中納言様御所 とともに届けるべく金沢まで到来したことがわかる。また、某年十二 のであり、 介して、「剣尽」の筆写を依頼されている。 (一五四三~一六一五)や金森出雲守可重(一五五八~一六一五)を 某年に加賀藩の富田治部左衛門景政(一五二五~九六)に宛てたも 荒かなしや、浮世になからへれは、かゝるうきめをみるものかの 前田家から依頼を受けた刀剣を持参し、父光二からの進物 御取次者古織殿・金雲殿なれハ、是非を不被

たのかみておきたい。 刀剣の目利き、磨礪、淨拭があった。それぞれがどのようなものであっ 本阿弥家が幕府や大名の扶持を得て担っていた家職として、 おもに

a 目利き (鑑定)

〈一七九三〉刊〉には次のようにある。 本阿弥家による刀剣鑑定について、 『古今銘尽大全』 (寛政四年

銘の忠に朱漆を以て銘を記す是又同前也。かご)に金象眼を以て作銘を入、本阿判を入る事今以しかり。無剣の極所と成、夫より本阿弥光刹折紙を出す。すり上無銘の忠(な本阿弥といふ人は其むかし秀吉公の時節、池田三左衛門好にて刀

たことが窺える ており、「一類の者ども」との「談合」により鑑定がおこなわれてい 鑑定をおこなった。『行状記』には十代光室について次のように記し 寸尺など刀剣の特徴、 日付は初代妙本の命日にあたる三日であり、 の片面に記すことからこの名がある。文面には名称、「正真」の保証 言う「折紙」とは刀剣の鑑定書のことであり、 て刀剣極所に任ぜられ、 豊臣秀吉の時、 八代光刹が池田輝政 、代付、 「折紙」 日付、署名と花押が記される (図5)。 の発行を認められたとする。ここで (一五六五~一六一三) 本家と分家の合議により 料紙を半分に折り、 を通じ そ

理なしといひて、聊かも恩にきせず。というで、親をなり、其上思ひのまゝに細工を頼み申なり。刀一も各々頼み極るなり。其上思ひのまゝに細工を頼み申なり。刀一も各々頼み極るなり。其上思ひのまゝに細工を頼み申なり。目利達も談合をいたし、極め札、折紙を次の日認め遣はすなり。目利達(光室は)一類の者ども国々の御用あれば、一日の中に十腰廿腰

『本阿弥行状記』第五九段

嵌によって刀の茎(なかご)に入れることもあった。**口絵2**の刀には、さらに、鑑定の結果は折紙として発行するだけでなく、朱漆や金象

記録 には 剣も多数含まれ注目される。その内容は磨上のほか、刀身と鞘を固定 には ŋ 文により来国次の短刀に樋 するための金具・鎺 ニテ本光甫より」、「光益より来る」など、しばしば本阿弥家からの注 大和国当麻派の作と極められている。本作には朱漆による銘も入って 磨上により不要となった目釘孔を埋めたとみられる。さらに光徳の注 の金象嵌銘の施入などである。「なまりにて埋申候」の記載もあり、 文にしたがって仕事をおこなったことが記され、「名物帳」所載の刀 いるものの、現在は判読することができない。また、名物「籠手切郷」 れられている。天正十一年(一五八三)に九代本阿弥又三郎光徳によ 「当麻 長寸の刀剣を短く切り詰める「磨上(すりあげ)」がおこなわれ、 彼らによって古刀の外見が改変されている状況がわかる。(空) 「コテ切 『埋忠銘鑑』(図6) には「光徳様より」、「本光温老より」、「江 「稲葉丹後守所持之」と銀であしらう(口絵3)。金工埋忠家の 本阿弥又三郎磨上之 (花押) 義弘 (はばき) 本阿(花押)」と金象嵌で入れる一方、 (刀身に彫られた溝状の彫刻) を入れるな の製作 天正十一霜月日」の金象嵌が入 (口絵1―2)、無銘刀の茎へ 差し裏

たと『行丈記』にもみえる。

たと『行丈記』にもみえる。

たと『行丈記』にもみえる。

たと『行丈記』にもみえる。

たと『行丈記』にもみえる。

たと『行丈記』にもみえる。

なり。常に身を離さゞるものなるに、新身古身のけぢめもしらず、て騎馬と水泳を挙げるとともに、「また刀剣の審鑑もしらで叶はざる家康は藤堂高虎への談話のなかで、将軍として鍛錬すべき技とし



図5 折紙

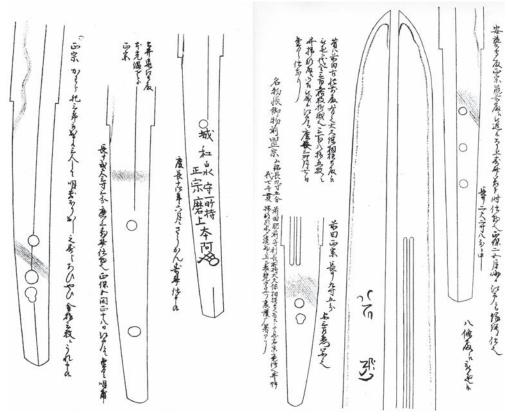


図6 『埋忠銘鑑』

第五六段にも、「共日はいつ(『台徳院実紀附録』巻一)。『行状記』毎月十七日には身を慎み、「其日はいつも本阿弥などめしいでゝ、日毎月十七日には身を慎み、「其日はいつも本阿弥などめしいでゝ、日二十三)と言い、刀剣の鑑識を武士としての嗜みのひとつと考えた。二十三)と言い、刀剣の鑑識を武士としての嗜みのひとつと考えた。

御手より下され、御手へさし上ける、冥加至極のものなり。御指南申上ける。御座之間の御次にも人を置せられず、ぬき刀を光室、台徳院様刀脇ざしの御目利御稽古を被成、毎日二時計りづ、

た光室が秀忠より信頼を置かれたことが窺える。とあることから、本阿弥家が将軍に対して鑑刀の指南をおこない、ま

ある。 ただし、武家有職家・伊勢貞丈 (一七一八~八四) が『貞丈雑記』 ただし、武家有職家・伊勢貞丈 (一七一八~八四) が『貞丈雑記』

(b) 磨礪 (研磨)·浄拭

にのみ懸りて、なり恰好も本作に違ひ、まして色艶あしきを、目の利が刀剣の研磨であった。『行丈記』において光甫は「数百年下手の手阿弥利(ほんあみのとぎ)」を挙げるように、その重要な職のひとつと「本『毛吹草』(正保二年〈一六四五〉刊) に京都の名物のひとつとして「本

とつでも極めるのは難しいと言う。とぎ」「水仕立」「拭ひ」「磨き」という五つの工程を挙げ、そのうちのひ研磨の技術次第で名刀も価値を変じることを述べ、さらに「下とぎ」「中たる上手、とぎ直して名物に成たるためし数々あり」(第六四段)と、

いたことを記す。 を載せ、本阿弥家が京の西北、鳴瀑(鳴滝)の良質な砥石を使用してを載せ、本阿弥家が京の西北、鳴瀑(鳴滝)の良質な砥石を使用して『雍州府志』巻六の土産門には京都の名産品として「礪砥」(砥石)

雄の産間又之を用ゆ。依て他人の濫に之を取を禁ず。に従ふ。専ら鳴瀑砥を用ゆ。然れども近世粗穿尽に至る。故に高を用るに堪と為す。凡そ本阿弥一家中古より以来公方家磨刀の事(上略)細礪石は洛西鳴瀑山の出る所を良と為す。麁礪石は瓶原

「本阿弥家督ニ被下候砥石山之事」として次のようにある。阿弥家に特別な権利が許されていた。『京都御役所向大概覚書』には「他人の濫に之を取を禁ず」とあるように、砥石の採掘に関して本

- 一、山城鳴瀧村
- 、同国中野村
- 一、同国高雄領
- 一、同国栂尾領

同国梅ヶ畑之内善妙寺村

申候処、慶長拾弐酉年 権現様御代、本阿弥光室に砥山幷運上候而御用之砥本阿弥入用次第ニ相渡、御運上銀は公儀へ差上ケ右五ヶ所之砥石、古より砥屋五左衛門先祖道金と申もの砥掘申

銀共拝領被仰付、代々本阿弥致支配候、

節、砥山無相違被下置候旨被仰出、本阿弥家督ニ被仰付候、、砥山拝領之御朱印は無之候由、本阿弥代々継目之御礼申上候

十弐枚幷砥指遣申候、残砥は五左衛門方ニテ商売ニ仕来候、一、右砥屋五左衛門鳴瀧村罷在、本阿弥三郎兵衛方へ毎年運上銀

右は宝永五子年城州平岡村音戸山砥、本阿弥方に入用次第差遣候由、一、砥之義は剃刀砥幷細工ニ用候浅黄上引下引さひ紫内曇と申

禁裏御山ニ相渡り候節、右五ヶ所之砥山も相改候事、

家の支配していた五箇所も取り上げられたという。
(一七○八)、近くの平岡村音戸山が禁裏の支配となった際に、本阿弥府より支配権の更新を確認することになっていた。しかし宝永五年地の支配権を認められた。朱印状は無く、当主の代替わりごとに幕府より鳴滝砥の産地である鳴滝・梅ヶ畑・高雄の周辺五箇所の採掘府より鳴滝砥の産地である鳴滝・梅ヶ畑・高雄の周辺五箇所の採掘店は、近によれば本阿弥家は慶長十二年(一六○七)、光室の代に幕

とあり、 壱人づつ上京して、禁裏御宝剣の類を拭、御用相勤壱ヶ年づつ在留也<u></u> る。 用町人を挙げるなかに、 いたことがわかる。元文四年 (一七三九) 四月十九日には「宝剣磨厲 自序)にも「刀目利本阿弥の者、江戸に七軒有、 元申改)・諸役御免除之事」として京都における課役免除を受ける御 。ため本阿弥次郎左衛門が上京している (『有徳院御実記』)。 寛文五 同じく『京都御役所向大概覚書』には「諸役寄宿御免許之事 江戸の歌人・津村正恭の随筆『譚海』巻十四〈寛政七年〈一七九五〉 本阿弥家が江戸へ移住したあとも、 「御太刀拭 実相院町 禁裏の刀剣管理を務めて 右七人の内五年目に 本阿弥光通」を挙げ

命じられるなど、寺社の宝刀の手入れもおこなっていたことがみえる。同八年四月二十六日には光察と一郎右衛門が鳳来寺収蔵の刀剣磨拭を年(一六六五)十二月七日には九郎左衛門が久能山の神剣を研磨し、

(c) その他

とする史料から窺える。する事柄により時の権力者に奉仕していたことが『行状記』をはじめする事柄により時の権力者に奉仕していたことが『行状記』をはじめここまでに挙げた鑑定や研磨、浄拭以外にも、さまざまな刀剣に関

両下さる。返し下されしに、又三郎これを伏見城に持参して献ず。よて金百民拾ひ得しとて、本阿弥又三郎二条城へ進覧せしかば、又三郎に秀頼秘蔵せし薬研藤四郎吉光、骨喰と名付たる太刀を、阿州の農

(『台徳院御実紀』元和元年〈一六一五〉六月二十九日条)

れば、御指領に可被成よし仰出され、白銀三千枚拝領仕。御目にかけよと御意被成。則伏見へ持参致し、台徳院様へ差上け室に下されける。大名共に高直に売候へ、去ながら先づ将軍様の城へ持参し、権現様へさし上ける所に、殊之外御機嫌よく、則光(光室)大坂落城の刻、秀頼公の御刀を尋ね出し、急ぎ二条の御

(『本阿弥行丈記』第五六段)

拾得したとして本阿弥又四郎(光室)が二条城の家康のもとへ届けた。た。名物「**薬研藤四郎**」と「**骨喰藤四郎**」も同様であったが、農民が大坂夏の陣において、豊臣家の所有していた多くの名刀が焼失し

て金百両(または白銀三千枚)を拝領したという。とこの二口を下賜した。光室は伏見の秀忠へこれを献上し、褒美とし家康は「大名に高値で売ればよい、ただまず将軍秀忠に見せるように」

関わっていたことがわかる。 が光瑳から刀剣を購入するなど、 光瑳方へも半分におよび取事あり」(『行状記』第五五段)と加藤清正 御頼み被成、刀脇ざしを召上られける事共あり。 市中に出た刀剣を掘り出したり、また、「加藤肥後守我等が親光瑳を 見出し、則信長公へさし上ける」(『行状記』第一段)とあるように 大江といふ天下無双の義弘の刀ありけるが、 と象嵌も入れたという(『行状記』 頼された。正宗作と極めた光甫は、藩主に召し上げてもらうようアド バイスし、その後、本家の光温が代付二五〇枚の折紙を付け、 左衛門という者から、 またあるとき、光甫は江戸の松平安芸守邸にて腰物奉行の今田四 古い鞘に入った錆びた刀を売却して欲しいと依 本阿弥家が刀剣の売買やその仲介に 第六三段)。 売物に出しけるを、光二 「摂津守所持せられし 黄金百枚余り請取 「正宗」

する事也」と、 脇ざしの拵へは本阿弥が作なり。其身く〜に応じて金具も、 秀次から預かっていた刀に合わせてみたところ間違いなかった。「刀 製作した「鳥喰国次」 が信長から拝領した脇差「宗易正宗」の拵えを光徳に頼んだとき、利 箱をも扱っていたことが窺える。ここに伝える逸話によると、 至るまで手に懸、 休が町で購入した古鞘を見せて見本とした。光二はそれを見て自分が 記 また、「光室常に指料の刀脇指十腰余り拵へ置、 第五九段)とあり、 刀装全体にわたって本阿弥家の作というものがあ 袋、箱までも手本になるやうに認め置ける」(『行状 の鞘であると言い、 刀身だけでなく、 偶然当時の持ち主であった 鞘や柄などの拵えや刀袋 鞘なり、 柄、 柄なりに 千利休

> 子・光伝に扶持を与えていたと伝える。 なことは不物数寄なりとて、光伝に過分の扶持を賜はりける」ともることは不物数寄なりとて、光伝に過分の扶持を賜はりける」ともの、小堀遠州(一五七九~一六四七)や佐久間真勝(一五七〇~一六四二)が光甫に拵えを依頼し、片桐石州(一六〇五~七三)も腰のかを訳のわからない者に任せるのは不物数寄であるといい、光甫の物を訳のわからない者に任せるのは不物数寄であるといい、光甫の物を訳のわからない者に任せるのは不物数寄であるといい、光甫の物を訳のわかる。「小堀殿、佐久間殿は、我等を頼み、片桐殿は天下一とたとわかる。「小堀殿、佐久間殿は、我等を頼み、片桐殿は天下一と

資料からも窺える。 を対でき、またそれを記録に留めていたであろうことはいくつかのがわかる。また、それぞれの所有する名刀についても目利きや折紙の発行、研ぎ、拭い、拵えの新調などさまざまな場面でその情報を得る とができ、またそれを記録に留めていたであろうことはいくつかの 以上のような刀剣全般にわたる家職を通じて、桃山から江戸前期の 以上のような刀剣全般にわたる家職を通じて、桃山から江戸前期の

禄三年(一五九四)六月十四日に毛利家へ進上されたもの(毛利本)蔵の刀剣を写し取ったといわれるいわゆる『光徳刀絵図』がある。文まず刀剣の特徴を図入りで示したものとして、本阿弥光徳が秀吉所

定の拠り所にもなったと推測される。
定の拠り所にもなったと推測される。
この年紀を有する別本があり、本阿弥家の重要な内部資料として鑑め、図の脇には刀の名称や特徴、長さが記される。このような「押形」とも称される類の資料として、ほかにも本阿弥光貞(?~一七〇九)とも称される類の資料として、ほかにも本阿弥光貞(?~一七〇九)のほか、文禄四年五月十二日(庚の拠り所にもなったと推測される。

その時期に本家の当主であった光徳の著した刀絵図に掲載されている その成立は元和元年から明暦三年の間であると考えられている。また る一方、大坂落城やそれ以前に失われた名物が含まれないことから、 を横に並べて記したもので、明暦の大火で失われたものが多数含まれ 弥光悦の筆と伝えられる巻子がある。名物刀剣一七〇口の名称と寸尺 はない。「享保名物帳」よりも遡ると考えられる名物帳として、本阿 され、片桐且元(一五五六~一六一五)が責任者として名を連ねる。 名称は『大坂御腰物帳』)に所蔵されている。本阿弥光徳により作成 が金沢市立玉川図書館や国立国会図書館 の巻子の製作に光徳は関係せず、光悦やその周辺の手になる可能性が にもかかわらず、本巻子には寸尺が空欄となっているものがあり、こ 秀吉より受け継いだ刀剣とその贈答を記録した台帳であり、 ただし、これらはいずれも名物刀剣のみを選んで書き並べたもので 方、『豊臣家御腰物帳』は慶長五年~十八年にかけて豊臣秀頼が (外題『大坂御腰帳』、登録 その写本

たのである。一方、鑑定の記録や、図入りで刀剣の特徴を示したものあるからこそ、多くの名刀を列記した「名物帳」の作成が可能であっめとする名だたる大名家の所有刀を目にすることのできた本阿弥家でいずれにせよ、秀吉や徳川家といった天下人や、加賀前田家をはじ

ように位置づけられるのか検討したい。 ように位置づけられるのか検討したい。 と比較して、名称や由来のみを書き上げた資料は、本阿弥家が鑑定すと比較して、名称や由来のみを書き上げた資料は、本阿弥家が鑑定すように位置づけられるのか検討したい。

八代将軍吉宗と刀剣

(1) 古式の復興と武芸奨励

享保元年(一七一六)八月十三日に将軍宣下を受けた吉宗は、約享保元年(一七一六)八月十三日に将軍宣下を受けた吉宗は、約2日、大力による。 三十年間にわたり「享保の改革」と称される幕政をおこなった。広く まず、享保二年五月十一日、綱吉による生類憐れみの令の影響により しばらくおこなわれていなかった鷹狩を実施し、その後、実に三八八 しばらくおこなわれていなかった鷹狩を実施し、その後、実に三八八 をの狩猟をおこなった。なかでも享保十一年に下総国小金原でおこな われた猪鹿狩は大規模なもので、列卒三千、総数三万余りの人員が投 かれた猪鹿狩は大規模なもので、列卒三千、総数三万余りの人員が投 かれた猪鹿狩は大規模なもので、列卒三千、総数三万余りの人員が投 とれたという。享保十九年、吉宗は長男家重の側衆渋谷隠岐守良信 を召して次のように語っている。

多人数をつかひ覚ゆるの益あり。また諸士に弓炮の技をもなさしこれより外有べからず。いかにとなれば、諸士の進退を指揮し、さにあらず。治世に武を講ずべきたよりと、下の利病をしると、我等が鷹野、鹿狩をなすも、一身の楽と思ふ者もあるべきなれど

なれば、折々はちかづけて、なづくやうにとも思ふなり。まして両番の士は当家功臣の子孫多く、我が手足ともなすべき者題色容貌をみる事もかなはねば、みしらせ置便宜もかぬるなり。思ふによればなり。又外様のものは、かゝる時ならでは、近く我め、其精粗を差別し、物あたふるも、旗本ども武芸に怠らせじとめ、其精粗を差別し、物あたいるも、旗本ども武芸に怠らせじと

(『有徳院御実紀附録』巻二十)

り、幕臣との結びつきを深める意図もあったのである。 吉宗にとって鷹狩をはじめとする狩猟は遊興ではなく軍事教練であ

これを試みたという。やがて、その復原に成功し、享保十四年二月五 臣の弓馬術も上覧している。 を刷新しようとしたものであろう。狩猟や儀礼だけでなく、頻繁に幕 復興は、 笠懸、 ものの完全な再現には及ばず、「騎射挟物」と名づけて、享保十三年、 事とした。流鏑馬の復活も同様であり、成島道筑信遍(一六八九~ 弓術の小笠原家に伝わる古書を取り寄せて研究を重ね、幾度も庭中で 士を召して試みていた。将軍になると、諸大名や有職故実家、 らゆる方向からその振興を図っている。二百年余り中絶していた射 犬追物の再興にも意欲を持っていたと伝えられる。このような古式の 元文三年の二度にわたって高田馬場において挙行した。このほかにも 七六〇)に過去の史料を集めた書をまとめさせ、調度なども揃えた 狩猟に限らず、特に武士の能力として重要な弓馬については、 (弓場始)の復興には将軍就任前から意欲を持ち、弓矢に優れた藩 吹上の御庭にてはじめて弓場始の儀式をおこない、 草鹿を諸家の記録を参考に再興し、 単なる儀礼的な意味ではなく、 幕臣らの武芸を向上し、 実現はしなかったものの、 以後恒例行 寺社、 あ

自身も武芸を嗜んだ吉宗は馬自体に強い関心を持っていたことが次

のような発言から窺える。

かなへる心地すれと微笑ありしとなん。の産までもつなぎ置て、明暮思ふま、に乗やしなふこそ、本意にりしに、今は本邦の中はいふに及ばず、こま(高麗)、もろこしれの。、唯諸国より出る駿馬を、心のま、に得て見まくほしか我彼邸(紀伊藩邸)にありしほど、何ひとつ不足と思ひし事もな

るなど、優秀な馬の生産と改良に取り組んだことが窺える。 ・八頭であった購入数が吉宗就任後の享保元年から十三年まで約二倍 ・八頭であった購入数が吉宗就任後の享保元年から十三年まで約二倍 ・一八頭であった購入数が吉宗就任後の享保元年から十三年まで約二倍 ・一八頭であった購入数が吉宗就任後の享保元年から十三年まで約二倍 なや佐倉、安房国嶺岡などの幕府直轄牧を再編成し、また、享保四 中には白河藩から牝馬二〇頭、仙台藩から牝馬三頭を繋殖用に購入するなど、優秀な馬の生産と改良に取り組んだことが窺える。

般にわたり具体的な描写となっている。 ・言宗の命を受けた幕臣近藤寿俊(一七〇四~八四)は相馬地方(福吉宗の命を受けた幕臣近藤寿俊(一七〇四~八四)は相馬地方(福吉宗の命を受けた幕臣近藤寿俊(一七〇四~八四)は相馬地方(福吉宗の命を受けた幕臣近藤寿俊(一七〇四~八四)は相馬地方(福

馬術について中国やオランダからの技術導入や、馬そのものの輸入を、さらに吉宗は海外からも積極的に情報を手に入れようとし、騎射や



図7 「廏坂図会」模本(馬の博物館)

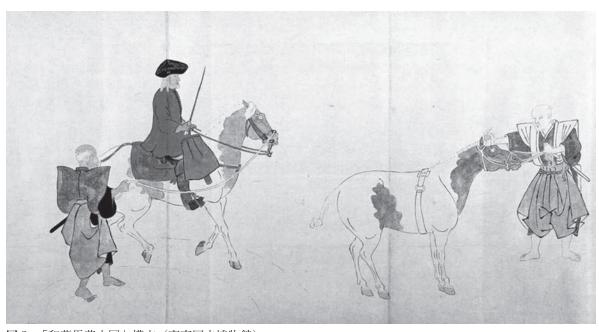


図8 「和蘭馬芸之図」模本(東京国立博物館)

飼育や療治、乗方について知識を得た。 医劉経先が来航した。江戸からは馬役富田又左衛門が派遣され、馬の 原がもたらされた。さらに馬術やその飼育、治療に詳しいものを求め、 頭がもたらされた。さらに馬術やその飼育、治療に詳しいものを求め、 頭がもたらされた。さらに馬術やその飼育、治療に詳しいものを求め、 可十二 には唐商朱佩章にひきいられて弓馬に熟練した陳采若と沈大成、馬 のといる。まず享保三年、中国の船頭に対して馬具と唐馬を持ち渡 図っている。まず享保三年、中国の船頭に対して馬具と唐馬を持ち渡

方、オランダ人に対しても洋馬の船載を熱心に求め、享保十年から元文二年(一七三七)にかけて合計二十七頭を輸入していたヘンドリク・ライクマンに吹上馬場にて馬上で拳銃を撃つ技術を披露させ、同ク・ライクマンに吹上馬場にて馬上で拳銃を撃つ技術を披露させ、同らに十三年、再来したケイズルに洋馬と日本馬へ試乗させた(図8)。さい洋式騎馬法を習い、翌年にはケイズルを又左衛門とともに江戸へ召が洋式騎馬法を習い、翌年にはケイズルを又左衛門とともに江戸へ召して廢舎や馬場の造営、馬術の教習をおこなわせた。同二十年にも来して廢舎や馬場の造営、馬術の教習をおこなわせた。同二十年にも来して廢舎や馬場の造営、馬術の教習をおこなわせた。同二十年にも来して廢舎や馬場の造営、馬術の教習をおこなわせた。同二十年にも来して廢舎や馬場の造営、馬術の教習をおこなわせた。同二十年にも来が洋式騎馬法を習い、翌年にはケイズルを又左衛門とともに江戸へ召が洋式騎馬法を習い、翌年にはケイズルを入た衛門とともに江戸へ召が、オーキには大イズルを入た衛門とともに江戸へ召が洋式騎馬法を関いたが、第二十十年にも来している。

のために、当時失われていた古式の復興とともに、さまざまな情報をず、実際の運用を考慮に入れた実質的な改革であったとみられる。そこおり、洋馬輸入の目的のひとつが繁殖・改良にあったことが窺える。吉宗による一連の武芸奨励策は緩みつつある士風の刷新に止まらうち五頭、牝馬四八頭のうち二頭が「ハルシヤ(ペルシア)筋」となっうち五頭、牝馬四八頭のうち二頭が「ハルシヤ(ペルシア)筋」となっ

あらゆる方法を採り、強力に推し進めていったことがわかるのである。国内外から収集し、さらには海外の実物を輸入するなど、考えられる

(2) 由緒ある刀剣や武具に関する情報収集

各家や寺社の収蔵品を実見したことが知られている。 吉宗は弓馬だけでなく、古い武器・武具に強い興味を持ち、実際

を、ひろくもとめさせ給ひしなり。武を講じさせ給ういとま、常に武器のたぐひ、いにしへぶりの物

(『有徳院御実紀附録』巻七)

しなどして御考の料に備へられぬ。で、あまた召て御覧ぜられ、木様にうつされ、あるは紙にもうつ万機の御暇には、古き武器を広く御捜索あり。諸国寺社の什物ま

(『有徳院御実紀附録』巻十二)

する家康、秀忠、家光三代の甲冑を黒木書院にて拝覧している。将軍家に伝わる家宝として譜代大名らに披露した。また同年三月には将軍家に伝わる家宝として譜代大名らに披露した。また同年三月にはあわせて「本庄正宗の御刀」、「御幟」、「扇子半月の御馬印」を並べ、あわせて「本庄正宗の御刀」、「御幟」、「扇子半月の御馬印」を並べ、

または古より伝へたる器物見聞せし事あらば、しるしてまいらすべ

K

「をのが家に伝へしはさらなり、

外にも慶長より前に恩賜せるか、

(一六四八~一七二〇)

政治顧問として重用した酒井忠挙

などを上覧に供した。
中、右大臣就任時に賜った備前長光の刀、家康御成の際の一文字の刀(一五七二~一六三六)が大坂の陣後に秀忠より下賜された羅紗の頭(一五七二~一六三六)が大坂の陣後に秀忠より拝領した白旗と戎衣、忠世七」と伝え、それを受けて忠挙は先祖である酒井正親(一五二一~し」と伝え、それを受けて忠挙は先祖である酒井正親(一五二一~

豊臣太閤の冑、その外庶流に伝へし戎器までを御覧に備ふ。が具足、指物竿、監物政信が冑、家人が蔵せる東照宮の御羽織、勝が冑、蜻蛉剪の鎗、吹貫幷に出し、美濃守忠政、中務大輔忠刻また中務大輔忠良このほど命かうぶりしをもて、先祖中務大輔忠

(『有徳院御実紀』元文二年正月二十九日

らにこゝろ入て秘蔵すべき由仰下さる。たる同じ兜を御覧に備へ御感あり。よて御覧を経し上は、ことさ忠知が家に伝へたる先祖忠勝が刀、矢鏃、また長門守忠央が伝へこの日、本多中務大輔忠良がうけたまはりにて、支封本多越中守

(『有徳院御実紀』元文三年正月七日

は望んでいたのであろう。 し」と言っているように、由緒ある名品が後世まで伝わることを吉宗家に伝わる「錦の旗」を見た際にも、「此後いよいよ心いれ秘蔵すべ親顕の家に伝わる「東照宮以来代々御筆の書画」、山名因幡守豊就の掛けたという。これより前、享保二十年三月十七日に医官今大路道三上の時、吉宗は「ことさらにこゝろ入て秘蔵すべき由」との言葉を

にその六日後には本阿弥三郎兵衛を京都に派遣している。の太刀」と足利尊氏から拝領した甲を上覧しており注目される。さらとして知られる貞丈の父)の家に伝わる朱雀天皇から賜った「小烏丸として知に関しては、享保三年九月十七日、旗本伊勢貞益(有職故実家

んとて、こなたにもち参るべきためとぞ聞えし。宮よりあづけたまはる粟田口国綱の御刀と鬼丸の御太刀御覧あらこの日本阿弥三郎兵衛をして京にいたらしむ。これは其家に東照

て銀二十枚が下賜されている。この太刀が本阿弥家に預けられた事情取り寄せるためで、閏十月十一日にはこの二口をもたらした褒賞としこれは本阿弥家が家康より預かった「鬼丸の御太刀」(鬼丸国綱)を

はいくつかの史料によって伝えられている

つ

室差上ければ、 楠正成最期には鬼切丸国綱、 て秀頼公本阿弥に御預け置被成しなり。 へ、との上意にて、今に於て家の宝物なり。 太閤より御預り被成し太刀なれば、 此御太刀は御祟り有之、これによつ 大坂落城の後権現様へ光 其ま、家へ置

(『本阿弥行状記』 第五八段

げもせず、今家にあるなり る。それにてもはや台徳院薨の後には、 家康公御受用なきものを召上らるべき子細なしとて、又返し下さ とみえたぞと、かげにて仰を伝聞を、それで三つながらあぐる。 なり。大伝太、これは名のりは光世と云ふ。秀吉公の仰に、 二人の名秘密にて本阿弥あらはに不云。鬼丸、これは粟田口国綱 れども家のものとて返し下さる。又台徳院(秀忠)の代にあぐる。 黄門に被下。鬼丸をば関ヶ原御陣の後、 二つ銘はあたごへ御奉納、 さてあがりてから、秀吉公の御心もちにあしき事あるによりて、 三つの内一つもあげず、その心は再び天下を取んなど、云志ある 下をしる故に、 公方昌山 (足利義昭) に三つ宝剣あり。二つ銘、これ両作なり。 諸方より家々の宝物をあぐる。然るに昌山は、 鬼丸は本阿弥へ被下、大伝太は加賀の 大猷院さま(家光)へあ 本阿弥家康公へ上る。さ 吾天

無川道祐 『遠碧軒記』巻下之三)

う三口の宝剣を手に入れたものの、やがて不吉であるという理由で「ニ 豊臣秀吉は足利将軍家にあった「二つ銘」、「鬼丸」、「大伝太」とい

> 家に所蔵されることとなったと伝えられる。 が返され、後を継いだ秀忠も受け取らなかったため、そのまま本阿弥 賀前田家に下賜された。大坂の陣の後、本阿弥家から家康へ献上した 銘 は愛宕神社、「鬼丸」は本阿弥家、 「大伝太」(大伝多三池) は加

られた。 光甫が京都所司代板倉周防守を通じて拝見を願った時も愛宕神社に断 山へこれを持参したという。それ以来、中身を見た者はなく、 ところで勅封された箱に入ったまま発見されたとして、農民らが愛宕 れたものと思われた。しかし二十五日になって丹波一の鳥居原という とは、「享保名物帳」(第Ⅱ類)に掲載の「**二ツ銘則宗**」であり、ここ (一六四五) 正月二十三日、愛宕神社は火災に遭い、この太刀も失わ には奉納後の逸話が詳しく記されている。それによると、正保二年 なお、この三口の宝剣のうち、 愛宕神社に奉納された「二つ銘」 本阿弥

郎の三名を召し出してこの太刀について尋ねたものの、彼らは作者に ついて何ら情報を持っていなかった。そこで京都へ問い合わせたとこ 享保四年十月、吉宗は本阿弥三郎兵衛(光忠)、 銘には「則宗」と有るという回答を得た。 同光通、 同四 郎三

て絵師に模写させ、 ついていなかったが、柄が割れていたという。翌日から三日間をかけ 上し、いろいろ工面することで無事に刀身を抜くことができた。 持参させ、 えを製作し、光盛によって研磨もおこなわれ るのか鞘から抜けなかった。そこで光盛はあらためて鞘師を伴って参 このとき京都所司代松平伊賀守忠周は愛宕神社に「ニツ銘則宗」を 本阿弥光盛に調査させようとしたが、 によって研磨もおこなわれた。 銘は光盛が写し取った。あわせて刀身の木形と拵 刀身が錆び付いてい

吉宗はそのほか甲斐雲峯寺、 鶴岡八幡宮、 鞍馬、 興福寺、

稲田大学図書館)。

を成し以て後世に伝ふと云。

寛政二年歳次庚戌三月 官工函人 春田永年(花押)を校正して朱を以て聊傍訓を加へ伝て知り易からしめんとす。此書家先良斎居士の伝る所にして事は前の自記に審なり。今これ此書家先良斎居士の伝る所にして事は前の自記に審なり。今これ

ら、新規に製作する場合の参考とするためであった。しかし、「諸国作の本とせられしとぞ」(『有徳院御実紀附録』巻十二)とあることか吉宗にとって古器の上覧や記録の目的は「これら皆其製を写し、造

甲冑や太刀を製作させている。ずしも多くはなかったようである。元文頃にはその成果として古様のり」(『有徳院殿御実紀附録』巻十七)とあり、参考とすべきものは必の寺社に蔵めし刀剣の類、多くめして御覧じけるに、神仏にさ、げたの寺社に蔵めし刀剣の類、多くめして御覧じけるに、神仏にさ、げた

参考ありし上にて、猶御斟酌ありて作らせ給ひしとぞ。も皆古様に製し給へり。先に諸国より進らせし古器を、ひろく御の鎧を用させ給ひしは、大猷院殿と公のみなり。直垂、太刀差副元文の頃殊更御心をいれ給ひて御鎧を製せらる。凡当家にて古様

(『有徳院御実紀附録』巻十二)

久能山東照宮博物館が所蔵し吉宗所用と伝える「紺糸威鎧.

図9

重要な契機と考えるべきであろう。 には元文元年(一七三六)の墨書銘があるといい、『御実紀』の伝えには元文元年(一七三六)の墨書銘があるといい、『御実紀』の伝えは鎌倉時代の様式に倣った大鎧で、春田故明によって製作された。兜は鎌倉時代の様式に倣った大鎧で、春田故明によって製作された。兜

たる長期間となっている。現在、内閣文庫に所蔵される『鍛冶銘尽』(図十二日の三回であり、二回目は約半年、三回目は一年八ヶ月以上にわ日、同年十二月二十四日~二年六月五日、四年七月六日~六年三月の記録によると借り出した期間は享保元年十一月十六日~十二月十五の記録にすると借り出した期間は享保元年十一月十六日~十二月十五一方、刀剣に関して、吉宗は将軍に就任してすぐに、『鍛冶銘尽』





考にしたと推察される。

また吉宗のもとでの刀剣に関わる重要な出来事として、享保一

作刀の特徴などを記した書であり、座右に置いて鑑刀や情報収集の参

文明十五年(一四八三)三月に赤松家臣の難波(田使)行豊が著した、

本書が吉宗の見ていた『鍛冶銘尽』である可能性が高い。原本は

いわゆる能阿弥本の「銘尽」である。国ごとに刀工の名前や茎の図

訂楓山御書籍目録』中に「鍛冶銘尽

永禄写本

一冊」とあることか

有する。文化から天保頃にまとめられた将軍家の紅葉山文庫の目録『重

には永禄七年

(一五六四)

十一月二十五日に筆写したとの奥書を

められており、その奥書には次のようにある。 おける『継平押形』作成が挙げられよう。西尾市岩瀬文庫に写本が収 候処、 脇差拝見仕度奉願候処、御免許被成下候ニ付、日々登城仕拝見仕 右巻物十巻ハ、兼々古代之名作共ヲ見覚置度心願ニ付、 尚又心覚之タメヱカタ仕置度儀奉願候処、 勝手次第タルベ 御物御刀

享保二丁酉歳六月 藤田近江守藤原継平判 二被思召候旨、将軍吉宗公之蒙

上意、

時服三ツ為御褒美拝領之

職分出精之餘勢一段

キ旨蒙

上意、二部写取之一部献上仕候処、

見していた。さらに勉強のため絵形に写すことを願ったところ、 右衛門という。 の刀脇指の調査を申請したところ許可が下りたので、毎日登城して拝 た父の跡に二代継平を襲名し、 近江守継平(生没年未詳) 継平は古い名刀を見て研究したいと思い、将軍家所蔵 は越前下坂派の刀工・康継の門人であっ 江戸神田で作刀した刀工で、 通称を与

のことである を献上した。吉宗からは労をねぎらう言葉があり、褒美も拝領したと の許しが得られたので、これを十巻にまとめて二部を写し取り、 一部

戒めるなど、実用を重んじたことはよく知られている 吉宗は家臣に褒美として器物を与える際にもそれを秘蔵することを

用ゆる事なし。さすれば無用の器物なり。器は用をなすためなれ 渋谷隠岐守良信に螺鈿の鞍、 両人共番にいづる時も、常にこの鞍をかけしとなり。 今与ふる鞍秘蔵すべからず。常々用ゆべきなりと仰ありけ すべて世に名高き器、 または恩賜の品などは、 土岐大学頭朝澄に泥金の鞍たまひし 誰も秘蔵して

(『有徳院御実紀附録』巻二十)

製作に生かすことが重要であった。 武器についても単に古い伝世品の情報を集めただけではなく、それを ており、このような考え方はすべての根底にあると思われる。 秘蔵して用いることがなければその道具は無用の長物であると述べ 武具や

(3) 新刀の奨励

巻十二の次の記述は重要である。 吉宗の刀剣に対する考え方を知るうえで、『有徳院殿御実紀附録

やされて、至宝となる事なれども、 高下にかゝはるべきにあらず。されども世人専ら古刀を貴ぶの弊 ふるき名匠の製したる刀剣は価も貴ければ、 実は其用の利鈍に在て、 世にも人にももては 価の

> され、御刀三口、差添二口を鍛ひて奉る。御差添は不動国行の刀 康重、利長、国重、 を模されしとなり。此外奉行所よりも隷下の刀工にうたせて進覧 られる。松平〔鍋島〕筑前守継高が領地の刀工信国重包も府にめ さきざき例ありとて、 小市安代、宮原正清をめされ、濱の御庭にて新刀をうたしめられ、 注して奉る。其中にも松平〔島津〕薩摩守吉貴が封内の刀工玉置 新刀を奉る。其他の刀も聞えあるかぎり、二百七十七人の姓名を り播磨忠国、 殊に精功なるをえらびて奉るべしと仰下され、鍋島加賀守直英よ より上の人々、領知の内に住ぬる刀工の事を御尋あり。その中に 工安国父子は、このさきにも命ありて、うちて奉りしなり。 ありて、新製は利刀にても、好む人少きに至れり。享保四年万石 京よりは助宗、 (中略) 久道、 宗重、その子藤五康重等の刀を奉る。同処の 松平 小市は主馬首、 河内国よりは輝邦、 〔前田〕 加賀守綱紀より近藤金行等の 正清は主水正に受領せしめ 当国多摩郡よりは

領内に居住する刀鍛冶の名簿を提出するよう大名に下知した 持っていたことがわかる。享保四年、吉宗は老中久世大和守を通じて 古く由緒あるものを尊ぶだけでなく、 は前者をもてはやし、いくら利刀であっても新刀を好む者は少ない。 必ずしも新刀に比べて切れ味が鋭いとは限らない。しかし多くの武十 名匠の製作した古刀は価格が高く世間でも珍重されているものの、 むしろ新刀を奨励する考えを

享保四己亥年十

将軍吉宗公命有久世大和守於宅諸家へ被仰渡御書付

月三日

被差出候事可被差出候、此内誰々は別て打物仕候と有之儀、附札に成共可可被差出候、此内誰々は別て打物仕候と有之儀、附札に成共可一、領分之内に居候打物仕候鍛冶何人程有之候哉、人別に名書付

と申儀、是又附札成共書付可被差出候事は家筋にて古来より作之筋目にて今以打物仕家業致相続有之候、右鍛冶共之内、当時打物細工ははやり不用申候得共、此内誰々

以上

享保五年酉三月廿五日於同人宅被仰渡御書付

覚

能打候と存候鍛冶打候刀脇差の内一腰可被差出候一、領内有之鍛冶の儀、最前相達候書付被差出右書付の内にては

同は壱人之作壱腰差出候様可被心得候一、右書付の内難差別仕鍛冶両人有之候は一腰宛両腰可被差出、

に不及候、前に不有合候はば打置候を才覚候て可被差出候、新規に打立候前に不有合候はば打置候を才覚候て可被差出候、新規に打立候、右者当時打物仕居申候鍛冶打置候道具の事にて候、鍛冶の手

以上

《『亨保調刀工名簿』 国立国会図書館

提出することを指示した。その際、優秀な者が二人いて決めがたい場翌年三月二十五日には、提出した名簿で注記した優工の実作品を一口ていない者でも由緒正しい系統の者は記載することを命じた。さらに出し、そのうち特に優れる者は注記をすること、また、現在は作刀しこれによると、享保四年十一月三日、領内に住む刀鍛冶の名簿を提

された(『憲法編年録』)。

された(『憲法編年録』)。

おうにとある。同様の命令は江戸、京都、大坂の各奉行所にも通達はなく、もし刀工の手元にない場合は以前に製作したものから都合す合はそれぞれ一口ずつを提出すること、またその刀は新たに作る必要

る。また、上杉家も通達に基づいて名簿と作刀を進上したことがわかる。 には享保四年十二月十六日に提出した名簿が記録されており、ここに には享保四年十二月十六日に提出した名簿が記録されており、ここに には享保四年十二月十六日に提出した名簿が記録されており、ここに には享保四年十二月十六日に提出した名簿が記録されており、ここに は十名の刀工だけでなく、すでに廃業している者の一覧も含まれてい は十名の刀工だけでなく、すでに廃業している者の一覧も含まれてい は十名の刀工だけでなく、すでに廃業している者の一覧も含まれてい は十名の刀工だけでなく、すでに廃業している者の一覧も含まれてい は十名の刀工だけでなく、すでに廃業している者の一覧も含まれてい には享保四年十二月十六日に提出した名簿が記録されており、ここに は十名の刀工だけでなく、すでに廃業している者の一覧も含まれてい には享保四年十二月十六日に提出した名簿が記録されており、ここに は十名の刀工だけでなく、すでに廃業している者の対応もいくつかの史料 の人数は二七七名であったことが国立公文書館、国立国会図書館、静

と記す。と記す。と記す。

(『上杉家御年譜』 吉憲公御年譜巻十六

享保五年四月二十二日条

差し出したという。 六行広の製作した二尺四寸の刀を白鞘および箱に入れ、久世大和守に、米沢藩では城下町に居住する二名を届け出たうえ、そのうち小林孫

加賀藩の『政隣記』(加賀藩史料六)享保五年二月十日条には「年内

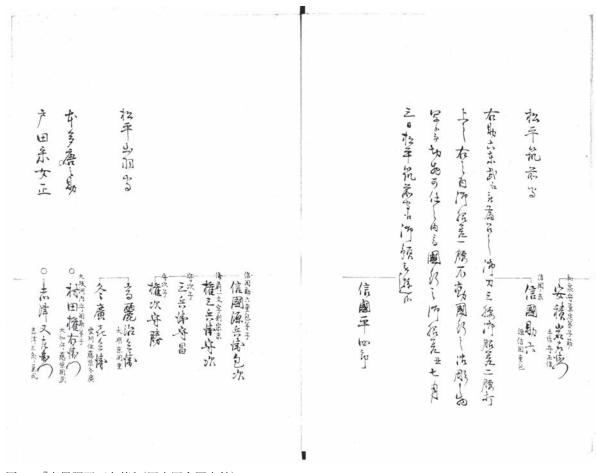


図11 『享保調刀工名簿』(国立国会図書館)

た『壬寅妄志』には詳細な状況を伝える記載があり、長くなるが引用 しておく。 かる。さらに加賀藩の家老・今枝直方(一六五三~一七二八)の著し 鍛冶無御座候」とあることから、領内すべての刀工を挙げたことがわ 賀国金沢致居住打物仕候鍛冶」十六名を挙げたうえ、「此外打物仕候 た「領国中刀鍛冶人別書付」の写しを掲載している。それによると「加 此に誌す。七月九日と十月廿二日との書也。 可見と書て申越たるは、先日より同名三郎兵衛、同四郎| にて、当国より百五十石を給、 腰上覧に入由也。此事に付て、密々本阿弥十郎右衛門《光山が孫 るとて、前田近江守所持、絹川源左衛門等の道具も上り、已上四 ならず二ヶ度上る。二度目には瑾(瑕)有ても不苦なり、丈夫な よとの云付故に、終に公用の時も不為鍛故、太甚出来も吉、一度 金子をくはへ鍛て、何ヶ度鍛誤り仕損じても不苦、存分の儘にせ 三四十年已来に打たる物の様には見えざる器也。尤家伝の通に、 て出す。此刀は土段切十度の余なし、段々とぎたる故に、中々 方に造らせ置たるが上々とて、無銘物なりしを俄に銘等を切付 国が打物の中宜は、奥村内記所持の器也とて是に究り、兼若は此 て、当国にても吟味の上に、兼若、勝国が打物あがる也。 に付て態と造らせて上るには不及也、出来たるを上げよとの事に 一、享保六年諸国の鍛冶共の細工を上覧有べきとて被召之。御用 同六郎右衛門等、 毎度御本丸御白書院御上段の下へ被召 御用勤也。》より紙面に申越の趣 七月の書面は愚一人

御覧、則大和守殿へ聞番持参之写」として、金沢から江戸藩邸へ届久世大和守殿に而被仰渡候御領国中刀鍛冶人別書付、従金沢到来、

入

出 ずと云々。 居る故に、 云々。此御詮議御隠密とはなけれ共、 は上と思へど、御好の風に非ざる故に、 きは如此、常々の丸峯と云より宍多くするが吉。兼若も各見分に 好の中心は、先細に棟も丸く、棟先はなりを付、たとへば峯の丸 n 三郎兵衛も光通も不審すと也。恰合がよわくして丈夫になく、作 るのみを被出たるが、此内に勝国は有て、兼若は不出と也。 新身なれば数多たるべきに、 通は彼家へ出入する故見知、其余の同名共は一人も不知と也。 内黒田筑前守より上りたる御刀、 出て、一二三の位付を被仰付に、大方同事に見分したる由。 何 に不及様にと云越也。十月の文には、 ぬ故に、御密々の方と聞ゆる故、同名共も口外を憚の間、 合宜しく、大出来を被好と也。 能して、出来は逆乱 て見之云々。》最無類の物、 の道は御しまりに成て、表方の者は一人も其辺へ寄付事もなら 御意に不応の故かと也。御すきは重も能、 れの国何れの作と云事も不知。 新身の御僉議有之。但鞘を紙にて張、 同名共え頼置、 (図略) 両作の内別て兼若事首尾能様にと云談 刀の作りも丈夫にて、恰合も随分に 漸十腰出る。是は上の御心に応じた 如此物と云々。諸大名より上りたる 其御風には御国物は不叶筈也。 何も最第一と申上たる旨也。 此通にて本阿弥共一人宛を被召 兼若今は予が扶持の事を知 此内は御白書院より大広間 十腰の内に外れたると存 柄をぬき申事ならず。 刃は弘く、丈夫に恰 必他聞 右之 御 光

せた。さらに前田近江守、絹川源左衛門の刀も含め四口を上覧に入れ記が所持する刀、後者は直方が作らせておいた無銘刀に急遽銘を切ら加賀藩では勝国と兼若の刀剣を進上することになり、前者は奥村内

応したことが窺える。 果になるよう取りはからうともあり、それぞれの藩の威信をかけて対 厚みがあり身幅も広く、丈夫で見栄えする「大出来」を良しとする吉 ため、 造りを提案している。兼若は前田家の扶持を受けているため、 た。これには本家三郎兵衛、 すべてのなかから十口が選出され、勝国は入ったが、兼若は入らなかっ 宗の好みに合わなかったのではないかと推測し、気に入られるような く、最も良かったのは黒田筑前守から進上された刀剣であった。結果、 衛門らはそれぞれ一~三の順位を付けたが、みなほとんど違いはな たという。その際には鞘が紙で覆われ、柄も抜かず茎が見えなかった 弥家の面々が江戸城本丸白書院にて各藩から進上された刀剣を審議 ることになった。本阿弥十郎右衛門からの密々の書状によると、 それぞれがどの藩の刀工による作かはわからなかった。 光二家の光通ともに不審がっていたが、 十郎右 本阿

させた。

以前、享保四年七月にまず江戸居住の刀工二名を濱御殿において鍛刀以前、享保四年七月にまず江戸居住の刀工二名を濱御殿において鍛刀び寄せて目の前で作刀をおこなわせてもいる。諸国の刀工を調査する 音宗は献上された刀剣を見るだけでは飽き足らず、実際に刀工を呼

あづからしむ。

玄蕃達富刀剣のことにくはしかりしかば、さらに命ありて此事にとつかさどるべしとて、御みづから命じ給ふ。また交代寄合戸川とつがさどるべしとて、御みづから命じ給ふ。また交代寄合戸川こたび刀工法城寺康定、下坂武蔵太郎安国に命ぜられ、濱園にて

(『有徳院御実紀』享保四年七月二十八日条)

野史』巻十九(宝暦八年〈一七五八〉序)には次のようにある。れ、濱御殿で作刀している。薩摩藩士得能通昭がまとめた記録『西藩たうち、薩摩の玉置小市安代、宮原正清、筑前の信国重包が召し出さ続いて通達によって諸大名から提出された刀剣の審査で優工とされ

免さる。(下略 を主馬首に任ず。 御殿に至り刀を造て献ず。将軍これを賞し、正清を主水正、 数世をへて伊豆守正房に至り、初て相州正宗流を学ぶ。相つたへ はす。二人謝して退く《二人四度営に登る》。命を奉じて二匠濱 云ふ》。有司宝刀四柄《正宗二柄、貞宗一柄、 が門人、後正房に学ぶ。》に刀を造らしめ将軍に献ず。 薩州給黎の人。其祖中村一平安貞、 て惣左衛門正房に至る。名誉たかし。》、玉置安代《小市と称す。 其祖丸田備後守氏房と称す。天正年間濃州関に至て鍛匠を学ぶ。 二人を東武に召す。二人営に登て有司に謁す《是を御腰物奉行と 鹿児島の人。丸田惣右衛門正房が弟子也。正房鹿児島の人、 (享保五年) 是官の重器なり、 冬、 銀《各十枚》を賜ひ、葵を刀に彫刻することを 吉貴公薩州の鍛匠宮原正清 有司にあらんは本阿弥も見ることあた 後山城守と称す。初波平安行 郷則重一柄》を示 《清右衛門と称 於是将軍

葵紋の刻銘を許されたという(**口絵4**)。 し、正清は主水正、安代は主馬首を受領し、さらに製作した刀剣へのし、正清は主水正、安代は主馬首を受領し、さらに製作した刀剣へのこれによると享保五年の冬に濱御殿において実際に作刀をして献上

剣のうち出来の良いものには一ツ葵紋を鎺下に刻むことを許可され一翌年、筑前の信国重包も同じく濱御殿において鍛刀し、製作した刀

具体的に何がおこなわれたのか詳しくみてみよう。 た。『黒田新続家譜』継高記二にはその前後の状況が記されており、

剣の事について質問があり、 物役所に呼び出された七郎太夫は重包が召出された理由について次の 三宅弥市郎、小姓田沼仙左衛門、小納戸桑原権左衛門らから先祖や刀 月十日、 重包は筑前を出立し、 重包を江戸へ呼び寄せるように要請があった。そこで十二月十七日に の名簿を久世大和守へ提出した。さらに翌年三月二十五日の通達によ ように言われる。 にも刀一口、脇指一口を提出したところ、二十八日、戸田山城守より まず享保四年十一月三日の通達を受け、十二月二十五日に刀工六名 五月二十五日に重包の刀一口を差し出した。その後、九月十六日 藩の留守居である長岡七郎太夫に伴われて登城し、 年が明けて正月二十八日に江戸へ到着した。二 重包の答えは筆記された。翌日、 腰物奉行 再び腰

るゝ 誉れ諸国打物鍛冶の規模にもなり、 御許にも御本望に思召さるへし。然れはか様の名人を其儘にさし をかれなは、其名外にも聞ゆまし。当地に召れ候らへは、 付られ候故に、か様の名誉の者も出来候と思召され候らへは、其 諸国名人の筋も多くこれ有候らへとも、領主も打捨置る、故に 此度召れし訳は、 事に候。 只今良工なし。 信国名人に極り候と、上にも思召れ候。 諸国より指上られし刃物とも、 其御国に於ては、捨置給はす、段々打物も仰 脇々の励にもなるためと思召 近代新身すたり、 段々御詮議これ 其身の

近年は新刀が廃れ、各地に名工の流れを汲む者はいるものの良工は

した吉宗の意図が述べられる。

た刀匠にしかるべき名誉を与えることで、新刀の鍛冶を奨励しようとは各地の刀鍛冶の規範にもなり、まわりの者の励みにもなると、優れておいては、名声は伝わっていかない。江戸に召出せばその身の名誉のような名工もあらわれたのだろう。このような名人をそのままにしいない。福岡藩ではきちんと刀剣を作らせていたために、信国(重包)

指を鍛えることとなった。

刻は可能であることを答えた。そこで、二尺五寸の刀と一尺八寸の脇の対して、正宗の刀身の形は真似できるが地鉄の色は難しいこと、彫動国行」を拝見する。腰物方からは、正宗を摸して作刀すること、「不動国行」を拝見する。腰物方からは、正宗を摸して作刀すること、「不

一口、脇指二口を五郎三郎が江戸城へ持参した。 五郎三郎が重包の小屋を訪れ、田沼仙左衛門に見せるために刀を持ち 五郎三郎が重包の小屋を訪れ、田沼仙左衛門に見せるために刀を持ち 五郎三郎が重包の小屋を訪れ、田沼仙左衛門に見せるために刀を持ち 四月二十一日、刀三口の焼き入れが行われた。翌日、腰物番の神尾

刻もほどこした。

対して、一方のでは、一方ので

はさらに切米十五石を加えられたという。 一定を旅立ち、翌年の春に筑前へ帰着した。五人扶持を賜り、同八年に日、御用を勤めたことにより城代組に加えられた重包は、二十九日江岳、御用を勤めたことにより城代組に加えられた重包は、二十九日江東の絵形を渡される。その書付には、以後出来の良い作品には鎺下に東の絵形を渡される。その書付には、以後出来の良い作品には鎺下に東の絵形を渡されたという。

古宗はこれ以外にもたびたび新刀の製作を命じており、場合によっては濱御所に刀工を召して作刀させていることが『有徳院殿御実紀』では濱御所に刀工を召して作刀させていることが『有徳院殿御実紀』を置います。古芸平に生涯月俸五口を賜っている。さらに二十日には「濱御庭にてで裏賞があり、八日には命によって新刀を打ち献上したことにより石に褒賞があり、八日には命によって新刀を打ち献上したことにより石と語では、「京御庭にてがり、場合によっており、場合によっており、場合によっており、場合によっており、場合によっており、場合によっており、場合によっており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱和所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、場合によっては濱御所に対しており、

賜るなど、幕臣への褒美として積極的に新刀を利用した。を教えた褒美として、近習番小笠原弥太郎義峯に新しく造った刀剣をし、同年七月二十八日には長男長福君(のちの九代将軍家重)に騎馬「さきのとし濱園にめしてつくらしめられし国正の御刀一腰」を下賜享保八年五月二十八日、日頃の勤労を賞して腰物方鳥居数馬包房に

奉納する太刀も濱御殿で製作させている。以来六十五年間絶えていた日光社参をおこなう。このとき、東照宮に以来六十三年、吉宗は寛文三年(一六六三)に四代家綱がおこなって

を始め、これにあづかりし諸工には、そこばくの賜物あり。宅弥一郎徳恩に、各時服二たまひ褒せらる。所属の番士及び刀工その製造御けしきにかなひければ、腰物奉行松平伝七郎乗明、三また濱園にて日光山御宮に推薦の御太刀をつくらしめられしに、

(『有徳院殿御実紀』享保十三年四月二日条)

ぎを行っている。 作刀したのは下坂市之丞と国正源兵衛であり、本阿弥三郎兵衛も研

剣製作に強い興味を持ち続けていたことがわかる。上御苑にて実際に「焼刃渡」を上覧したといい、長期間にわたって刀上御苑にて実際に「焼刃渡」を上覧したといい、長期間にわたって刀字保十七年閏五月十四日には京都から近江守久通を召し、江戸城吹

龍子により刊行されたのも、この一連の動きを受けてのことだろう。いてまとめたはじめての刀剣書である『新刃銘尽』が講釈師・神田伯により整理と評価がおこなわれたことが窺える。享保六年、新刀につにより整理と評価がおこなわれたことが窺える。享保六年、新刀について書宗の主導として津田越前守助広、一条国広、井上真改、長曾根興里入道虎徹、として津田越前守助広、一条国広、井上真改、長曾根興里入道虎徹、

おわりに

古来、日本では刀剣をはじめとする武器に固有の名称を付けて呼ぶ

迦具土神の頸を斬った「天之尾羽張かくつちのかみ る。⁶⁷ ことがあった。 を示す形容詞が付けられた刀剣を見出すことができる。藤原摂関家相 らあらわれた「草薙剣 が八俣大蛇を退治した の太刀が登場するなど、名物刀剣への関心が高まったことが見て取れ 心の高まりから「銘尽」と呼ばれる刀工一覧が作成されるようになり、 刀剣の存在が知られる。鎌倉末期から室町時代にかけて、 伝の太刀「小狐」をはじめ、平安時代以降も特別な名称を冠せられた 『太平記』をはじめとする軍記物に 『古事記』や『日本書紀』を紐解くと、 「蛇の麁正 (天叢雲剣、 (蛇の韓鋤)」、その際に大蛇の尾か 「髭切」「薄緑」「膝丸」「抜丸」など 都牟刈の大刀)」など、 (伊都之尾羽張)」、 伊邪那岐命と 速須佐之男命するのおのみこと 刀工への関 その性格

幕府の公的な記録には本阿弥家が「名物帳」を編纂し、これを献上したとの記述は見当たらない。その証明は困難であるものの、各地にことは想定できる。ただし、その目的は新たに製作する武器に生かすことであり、「名物帳」はその材料のひとつに過ぎなかった。つまり、でに有していたものであったと推測される。幕府への献上を疑問視すでに有していたものであったと推測される。幕府への献上を疑問視する辻田氏と結論を異にはするが、「享保名物帳」のみを神聖視することに異を唱えるのには賛同できる。

ある。 名物刀剣と吉宗の関わりについて、興味深い史料が黒田家の記録に

故、 るゝ由を申出ける。 趣を申出、 られしか、其出処定かならす。岩切と号し子細も分らされハ、其 又書付出さるへき由申さる。然るに此岩切の刀ハ、光之の代に求 切と号しや。寸尺いか程有や。作ハ何なるや。 黒田家に伝る岩切と言刀、上様聞召及はせられ、いかなる故に岩 是より先江戸に於て、 へらる、や。委く書付出さるへし。 十一月廿七日書付を弥一郎の許に出しける。 外に城井兼光・碇切・安宅切・圧切と云刀所持せら 其後弥一郎より謂れ書を見度よし申されける 御腰物方三宅弥一 又外に異名ある刀あらハ、是 郎、 当家の留守居を呼 何れの代より持伝

《『黒田新続家譜』巻二十二 継高記 享保十二年十月二日条

版物方三宅弥一郎は黒田家の留守居を呼び、吉宗の命令を伝えた。 た、この他に「城井兼光」、「碇切」、「安宅切」、「圧切」という刀を所 については三代藩主光之(一六二八~一七〇七)の代に購入したもの のそれ以前の来歴は分からず、号の由来も不明であると回答した。ま のそれ以前の来歴は分からず、号の由来も不明であると回答した。ま た、この他に「城井兼光」、「碇切」、「安宅切」、「圧切」という刀を所 た、この他に「城井兼光」、「碇切」、「安宅切」、「圧切」という刀を所 た、この他に「城井兼光」、「碇切」、「安宅切」、「圧切」という刀を所 た、この他に「城井東光」、「碇切」、「安宅切」、「庄切」という刀を所 をいることを伝えたところ、詳しく由来が知りたいということで あったので、十一月二十七日に腰物方のもとへ提出した。その書付は 次のようなものであった。

覚

松山兼光と申、黒田筑前守長政所々陣中に指候由、天正十六年一備前兼光 弐尺弐寸三歩

其以後城井兼光共申候事。

碇切 作不知 壱尺九寸壱歩

申さす。是より碇切と申候事。 ミ候を、ためらハす打懸、碇の爪先共に敵を切落、刀聊にふれ朝鮮陣の時、筑前守長政高麗人と於船中相戦、敵碇の下にかゝ

安宅切 祐定 弐尺弐歩

二而候故、安宅切と名付置候事。守世二聞え候剛強之勇士ニ而候を、勘解由孝高自身討取たる刀之一族安宅河内守居城由良の城を攻、安宅没落候由、安宅河内天正九年十一月、黒田勘解由孝高、阿波より淡路え渡海、三好

圧切 長谷部 弐尺壱寸四分

長公より黒田勘解由孝高へ被下、于今持伝候事。け給ふに、手に覚えす切落し給ふ。是よりへし切と称らる。信膳棚之下ニかゝミ候を、振上切給ふ事難成、さし入れてへしつ信長公或時クハンナイと言茶道坊主を手打にし給ふ。台所へ逃

を指すとも思われるものの定かではない。 物追記」に「松平筑前守」(黒田家) 所有として掲載される「**岩切海部」光一文字**」、「**稲葉志津**」が掲載されている。「**岩切**」は第Ⅱ類の「名「享保名物帳」第Ⅰ類には黒田家の所有刀として「**岡本正宗**」、「**日**

松平筑前守殿

岩切海部 長弐尺壱寸九分 代百貫

氏吉の刀岩切と申す、三好家に秘蔵仕候、刀の由及承候と添状有。

を以高名数度の由申伝候と有之。 永十佐様光室右伝記有しが先年焼失其書付に三好長慶家代々此剣

『刀剣名物帳 全』国立国会図書館

きりとわかり貴重である。 はできないものの、吉宗が名物刀剣の情報を集めていることがはっい。 「で切」も「名物追記」に収録されるものの、「安宅切」は見えない。「圧 「で切」も「名物追記」に収録されるものの、「安宅切」は見えない。「圧 「で切」も「名物追記」に収録されるものの、「安宅切」は見えない。「圧

吉宗はしばしばおこなわれた新刀の試刀

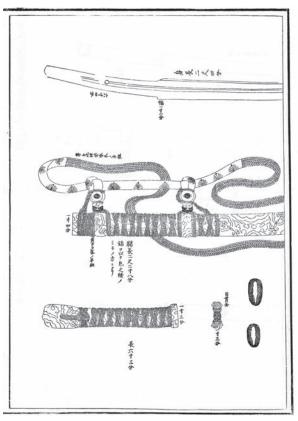
(試し斬り)において、

逸話が掲載されており興味深い。 浦静山(一七六〇~一八四一)の 耐久性についてどのように考えていたのか、 そのあらわれであろう。 前の信国重包に、正宗や「不動国行」を手本とした作刀を求めたのも あった。 たる所以を探ることで新たな刀剣製作に反映させようとする意図が る。そのような状況にあって、吉宗が実用性を重んじたことは第二章 の検討でも窺える。名物刀剣をはじめとする古刀の情報収集も、 徳川幕府による支配が安定し武士が実戦から遠ざかるにつれ、 薩摩から呼び寄せた正清と安代に将軍家の蔵刀を披露し、 武具も本来のあるべき姿とは乖離していったものと思われ 吉宗が刀剣にとっての実用性である斬れ味や 『甲子夜話』巻二十六に次のような 後世の史料であるが、 名刀 武術 筑 松

様子、膏の付たる鉄色までも微細に御覧ありけり。御傍に侍る輩て出すべしとの御旨故、その如くして奉れば、骨をとほせし刃の徳廟の御時、新刀を屢々命ぜられてためし有るに、試たるまゝに

老輩の説にて聞しと語れりと。林子語る。 作事奉行勤る臼井筑前守、初めて御腰物奉行勤しとき、その局中ば、着服を改て登城せしが、それよりしてためしを見届たる時のば、着服を改て登城せしが、それよりしてためしを見届たる時のはにないとなりと仰られしとぞ。以前は御腰物のためしに奉行ゆければ、汚らはしきことのやうに申す者ありければ、武に穢れと云は

その周辺の武家有職家たちであった。現在でも関連する写本がいくつ 様子が浮かび上がってこよう。機会を改めて追求してみたい。 も掲載されている(図13)。これらの絵図を模写したのは伊勢貞丈や 剣の実用性をどこまで追求しようとしていたのか、興味は尽きない。 いう。山田浅右衛門家が試刀を独占するようになるのも吉宗の頃と言わ 斬った刃の様子や肉の膏が付着した地鉄の色までをも細かく確認したと の付いた刀身を拭わずにそのままの状態で持ってくるように命じ、 か残されており、それらを検討することで具体的に当時の情報収集の 蔵の「小鳥丸の太刀」(図12)や、本阿弥家が保管していた「鬼丸国綱 吉宗の意図を継承したものであろう。そこには刀剣をはじめとする武 てランク付けしたのは寛政九年(一七九七)のことであるが、吉宗が刀 れる。五代山田浅右衛門が『懐宝剣尺』において各刀工を切れ味によっ 全国各地の寺社が所蔵する書画や古器物を画家に命じて描き取らせ (一七五九~一八二九)は老中引退後、大規模な古文物調査を敢行し、 『集古十種』を編纂、刊行した。これも単なる古物趣味の結晶ではなく、 吉宗の孫にあたり、 武具、馬具などが多数集められた。本稿にも取り上げた伊勢家所 寛政の改革を進めたことで知られる松平定信



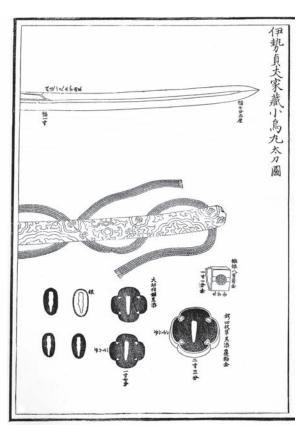
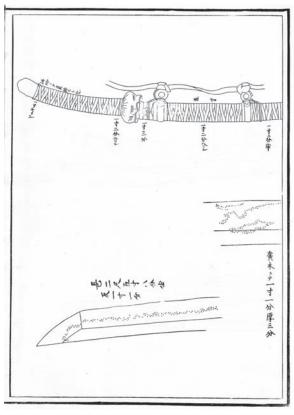


図12 伊勢貞丈家蔵小烏丸太刀図(『集古十種』より)



標成り以上かりを まま まま 東京 鬼 大大刀 園 水内のからき を 奏 金具公園

図13 鬼丸太刀図(『集古十種』より)

Ē

- 物刀剣―宝物の日本刀―』(二〇一一年)。(1) 佐野美術館、徳川美術館、富山県水墨美術館、根津美術館(編集・発行) 『名
- 二)二五戸)。年)、末兼俊彦「名物『島津正宗』について」(『学叢』三七、京都国立博物館、年)、末兼俊彦「名物『岡山藤四郎』について」(『MUSEUM』六四三、二〇一三
- 川古文化研究所紀要『古文化研究』一三、二〇一四年)。 絵画観―徳川吉宗・荻生徂徠・本多忠統・服部南郭にみる文化潮流―」(黒3) 杉本欣久「八代将軍・徳川吉宗の時代における中国絵画受容と徂徠学派の
- | 古編『一八世紀日本の文化状況と国際環境』、思文閣出版、二〇一一年)を参照。年)、和田光俊「享保期における改暦の試みと西洋天文学の導入」(笠谷和比(4) 詳しくは横塚啓之「徳川吉宗と天文暦学」(『数学史研究』一五四、一九九七
- 年)。以下、辻田氏の所論は本論文に拠る。(5) 辻田吉堯「名物刀剣に関する考察」(『刀剣美術』二二四~二二六、一九七五古編『一八世紀日本の文化状況と国際環境』、思文閣出版、二〇一一年)を参照。
- (6) 辻田氏論文、註(1)文献所収の渡邉妙子「名物・名刀の銘が語るもの」など。
- 稲田大学図書館などにも所蔵されるようであるが未調査である。(7) 同様の写本は東京国立博物館や日本美術刀剣保存協会(刀剣博物館)、早
- 含めた四人を重視していることには注意が必要である。から、原本への追記であった可能性が高い。第1類が三作ではなく、貞宗も物帳」の題目よりも前に記されること、第1類の他の写本にはみえないこと(8) 冒頭に「吉光、正宗、義弘ヲ三作ト云、日本古今名人也」と記すものの、「名
- 称等を写し落とし、由緒のみを記していることがわかった。
 り) 辻田氏は一五七口とするため実物を確認したところ、「御堀出貞宗」の名
- (1) 福永酔剣「大慶直胤詳伝」(『刀剣と歴史』復刊二六、一九五八年)。
- (12) 『土屋押形』(11) 辻田氏論文。
- 屋温直小伝」に詳しい。)『土屋押形』(中央刀剣会、一九二六年)。なお温直については同書の「土
- (13) 註(1) 『名物刀剣』展図録参照。
- 『名物刀剣』展図録を参考にした。 (4)(b)求与本、(c)質直本については未調査のため、辻田氏論文、註(1)
- (15)『星野押形』は東京国立博物館や国立国会図書館などいくつかの写本があ
- と「道營一文字」は「松平伊予守」となっている。あるいは越前福井八代藩「名物帳」において池田家は「松平大炊頭」と表記されており、「戸川志津」の項などはこの「松平伊予守」を備前池田家の綱政とするが、第I類の(6) 羽皐隠史『詳註刀剣名物帳』や福永酔剣『日本刀大百科事典』四「戸川志

- 守」となっており、転写の誤りと考えられる。

 宇」となっており、転写の誤りと考えられる。

 宗」となっており、転写の誤りと考えられる。

 宗」となっており、転写の誤りと考えられる。

 宗」となっており、転写の誤りと考えられる。
- 指悉焼其後尋出之、今日召鍛冶下坂再鍛之試令焼淬給」とある。(17)『駿府政事録』慶長二十年閏六月十六日条に「今度大坂兵火故名物之刀脇
- 貞宗の御さしぞへ」とある。『厳有院御実紀』慶安四年六月条に「長松君(綱重)には蜂屋郷の御刀、
- の御脇指、かつ真壺を賜ひ、馬及び鷹を下さる」とある。日御前にをいて元服し、右衛門佐と称す。ときに備前長光の御刀、岡本正宗(19)『寛政重修諸家譜』巻四二五、黒田忠之の項に「(慶長十七年十二月)十八
- (20) なお、第1類の写本としてこれまでに紹介されたものとしては、刀剣博物(20) なお、第1類の写本としてこれまでに紹介されたものとしては、刀剣博物(20) なお、第1類の写本としてこれまでに紹介されたものとしては、刀剣特物においてある程度認知され、蔵するべき資料として重視されていたことが想度が写本が各地に伝存している現状をみると、この「名物帳」が江戸時代においてある程度認知され、蔵するべき資料として重視されていたことが想度の所蔵する。詳しい書誌調査については機会をあらためたい。
- と考えていたとわかる。 同苗親族」による碑があることから、同家では没年を文和二年(一三五三) 妙本の四百五十回忌にあたる享和二年(一八〇二)に建てられた「本阿弥家 妙本の没年(一四四四)とある。ただし後述する本法寺の供養塔のなかには、 (21) 妙本の没年について、「本法寺過去帳」(『続群書類従』三三下雑所収)に
- (22) 黒川道祐の『雍州府志』(貞享元年〈一六八四〉序)巻七土産門「磨刀」

- 命日には本阿弥一族がここに参ったという。 都滑谷(渋谷)の西北にある本国寺の墓所に塔(墓碑)があり、四月三日の の項などにみえる。また同書巻十陵墓門の「妙本阿弥塔」の項によると、京
- (一六二七~八九)の著した『日親上人徳行記』などにも記されている。 たとえば『雍州府志』巻四本法寺には次のようにあり、同様の所伝は日匠 是れ亦、日親の故によりて也。 出でて後、髪を剃る。日親、之れを号して、本光と称す。凡そ、本阿弥 日親と同じく獄舎に在り。舎中、日親上人に帰依す。立ちどころに獄を 此の時、本阿弥清信、亦、刀剣の故に因りて、普広相公の怒りに触れ、 一家、名の上に光の字を置くことは、本光自り始り、悉く日蓮宗たり。
- 曼荼羅の修補がおこなわれており、又三郎忠好(光温)、光甫、一郎兵衛幸代、 九郎左衛門忠孝、光益、七兵衛忠義、又九郎利政の名前がみえる(本法寺文 府教育委員会、一九七四年)。なお、寛永十九年には本阿弥家の援助により 書編纂会編『本法寺文書』一、本法寺、一九八七年)。 藤井学·水本邦彦編『京都府古文書等緊急調査報告 本法寺文書』(京都
- この論考を参考にしつつ、他の資料と付き合わせて戒名の比定をおこなっ 華経寺の本阿弥歴代墓碑(供養)と本阿弥家のことゞも」(『掃苔』 | 一 | 文科学』三四、二〇〇八年)が拓本を取るなどして釈文を掲載されている。 た。また光悦寺および中山法華経寺の供養塔については、鶴田勢湖「中山法 都本法寺所在の本阿弥家墓石について」(『神奈川県立博物館研究報告・人 現在肉眼では読み取ることのできない墓碑銘も多いものの、古川元也「京 二、一九四二年)が参考になる。
- 塚巧藝社、一九八九年)。 頂妙寺文書編纂会編『頂妙寺文書·京都十六本山会合用書類』三·四(大
- 註(26)『頂妙寺文書』 一一八二、二一七、四一七・一○。
- 荒川浩和「光悦蒔絵資料としてのその消息」(『漆工史』二、一九七九年)。
- 藏館、二〇〇二年、一九六三年初出)、河内将芳「光悦と日蓮宗」(河野元昭 藤井学「近世初頭における京都町衆の法華信仰」(『法華文化の展開』、法 『光悦:琳派の創始者』、宮帯出版社、二〇一五年)。
- 30 次郎左衛門家伝』にみえる。 『雍州府志』巻十陵墓門「慈光院塔」、『本阿弥行状記』第五二段、『本阿弥
- 31 宮帯出版社、二〇一五年)。 河内将芳「近世初頭の京都と光悦村」(河野元昭編『光悦:琳派の創始者』、
- 出版、二〇〇六年、初出一九九四年)参照。 源城政好「本阿弥光悦と鷹ヶ峰村」『京都文化の伝播と地域社会』 (思文閣
- 山崎美成(一七九六~一八五六)の『海録』にはこの墓碑銘を次のように

記録している。

本阿弥光悦が墓、京師鷹峯にあり、其墓表の写とて或人の示されしを

本阿弥鼻祖常親院日忠居士 文和二年

空中斎法眼光甫日諦居士 天和二壬戌七月廿四日、八十二歳、 光仁院日寿 慶長八年、妙秀院日量 元和四年、光悦の父母也 了寂院光悦日予居士 寛永十四丁丑二月三日、八十歳、

- を合わせ刻した碑があるように書かれているが見つけられなかった。 光悦会編『光悦』(芸艸堂、一九一六年)には妙本と光温・妙温夫妻の名
- 光悦会編『光悦』(芸艸堂、一九一六年)。

35 36

- 新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書』第一巻(臨川書店、一九八五年)所収
- 一九八八年)。 岩生成一監修、岡田信子ほか校訂『京都御役所向大概覚書』(清文堂出版)
- 増田孝 『光悦の手紙』 (河出書房新社、一九八〇年)。

- 異なっている。現存する最も古い折紙は光徳のものである。 『新刀弁惑録』(一七九四年)では慶長二年(一五九七)、光徳の時とあり、
- ことがある。 大震災の際に焼失した。雑誌『刀の研究』に寛永頃までのものが掲載された 至る三六〇~八〇冊に及ぶ鑑定記録 (「本阿弥留帳」) があったものの、関東 鑑定や折紙の発行は本阿弥家でも記録が取られたようで、慶長から安政に
- 41 『埋忠銘鑑』(雄山閣出版、一九六八年)。
- を窺わせるものがある。増田孝『光悦の手紙』(河出書房新社、一九八〇年) ともに鷹峯に移住したと想定され、光悦の手紙にも埋忠明寿や明真との交流 忠明寿と本阿弥光悦の関係を中心に―」、『フィロカリア』一九、二〇〇二年)、 阿弥家と同じく上京に住む法華檀徒であったことがわかる。光悦寺所蔵の「光 悦村絵図」にも「むめたゝ道安」の名があり(内藤直子「光悦村の金工―埋 先に紹介した天正四年(一五七六)の「諸寺勧進帳」にみえることから、本 『雍州府志』には「剃刀」と「鉄鐔」の製作を埋忠家の家職として挙げる。
- (4) 『京都御役所向大概覚書』三―五四「多武峯より神剣献上之事」。なお談山 野書店、一九二九年)三四一「太刀寄進状写」参照 (一六一三) にはじまるという。談山神社刊書奉賛会編『談山神社文書』(星 神社に伝来する文書によると、多武峯から将軍への刀剣献上は慶長十八年
- $\widehat{46}$ $\widehat{45}$ $\widehat{44}$ 本間順治編『光徳刀絵図集成』(便利堂、一九四三年)。
 - 刀剣会本部編『光山押形』乾・坤(刀剣会本部、 一九一七 · 一八年)。
- 本間薫山「光悦刀剣名物記」(『刀剣美術』 一七一・一七二、一九七一年)。

- のため機会をあらためて名物帳の成立過程については論じたい。と記す「宝剣名物寄」(日本美術刀剣保存協会)を紹介しているが、未調査(钌) また辻田氏は奥書に延宝二年(一六七四)や元禄二年(一六九〇)の転写
- 本阿弥家が金銭的に逼迫した状況であったことが窺える。

 (4) なお、『有徳院殿御実紀附録』十七に載せる次の逸話からは、江戸中期の

また薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誉が秘蔵せるまた

- 第二扁常二章。 (49) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』(不昧堂書店、一九六七年)
- (5) 註(4) 今村論文、横山輝樹「徳川吉宗の小金原鹿狩─勢子運用の観点か
- 紀』)。 「弓馬の古書」を写させ、その考定を小笠原常春に命じている(『有徳院御実(51))たとえば元文三年正月七日には建仁寺に所蔵される武田伊豆守信豊伝来の
- 二〇一五年)。(52) 兼平賢治『馬と人の江戸時代』(吉川弘文館・歴史文化ライブラリー、
- 寛政十年(一七八九)に御馬預曲木正眆を通じて写したという。模本には次のようにあり、吉宗に献上したものの稿本が旗本花房家にあり、物館編『馬 アジアを駆けた二千年』(九州国立博物館、二○一○年)。この林英夫編『馬の文化叢書』四(馬事文化財団、一九九三年)、九州国立博

馬預》請而謄写秘帳中云爾 其稿蔵于花房氏家《宅在三河台》頼予馬師曲木先生《俗称又左衛門、御於東奥自画其作業以附岡本善悦《名豊久、御同朋格》献徳廟〈有徳公〉此廢坂図会者、享保中近藤寿俊《俗呌又左衛門、後号宗三》奉台命相馬

寛政十年戊午十二月 後素主人識

日にはじめて吉宗に拝謁したとある。元文三年に描いた「流鏑馬の式」には書二冊」を、その後「弓馬稽古了簡の書各一冊」を献上し、翌年十二月十一『寛政重修諸家譜』巻一四四九によると、近藤寿俊は享保十九年七月に「馬

〈一八六三〉写、国立国会図書館)。 《一八六三》写、国立国会図書館)。 をあられる。また、ここにみえる岡本善悦(一六八九~一七六七)は元文三年の後に「馬の図画一巻」を奉ったといい、これが『廐坂図会』にあたると詞書を作成して白銀五枚を賜り、以後、しばしば御馬を預けられたという。

- (54) 以下の記述は、齋藤阿具「徳川吉宗の洋馬輸入と和蘭馬術師の渡来」(『史で『通航一覧』に拠る。
 「日本歴史』一七四、一九六二年)、大谷貞夫「享保期の下総小金牧にある」(『田本歴史』一七四、一九六二年)、大谷貞夫「享保期の下総小金牧にを雑誌』三三―一二、一九二三年)、荒居英次「徳川吉宗の洋牛馬輸入とその学雑誌』三三―一二、一九二三年)、荒居英次「徳川吉宗の洋牛馬輸入とそので『通航一覧』に拠る。
- (お) 国立国会図書館の所蔵する『刀剣図』には「山城国愛宕山所蔵尊氏朝臣葉とがわかる。
- 『将軍吉宗とその時代展』(NHK・NHKプロモーション、一九九五年)。(56) サントリー美術館・和歌山市立博物館・NHK・NHKプロモーション編
- 『江戸時代の甲冑―復古調―』(彦根城博物館、二〇〇一年)。(57) 山岸素夫・宮崎眞澄『日本甲冑の基礎知識』(雄山閣出版、一九九〇年)、
- (5) 日本美術刀剣保存協会にも『御物刀剱図繪』と題する写本がある。『継平
- に詳しい。 れている。佐藤幸彦「享保諸国鍛冶御改の研究」(『備前刀研究』九、一九九三年)) 享保四年十一月三日と翌年三月二十五日の通達はこの名簿の冒頭に掲載さ
- 享保五年四月付の「関鍛冶惣連名記」・「美濃関鍛冶改帳」・「関鍛冶改帳写」(61) 関市教育委員会編『新修関市史』史料編近世四(関市、一九九五年)には

あったことが窺える。 見へ、十一月廿七日、公辺の問に打物鍛冶なき旨を答ふ」とあり、幕領であっ 文書が残るなど、刀工がいないところも含めて全国津々浦々に及ぶ調査で 刀脇差鍛冶壱人も無之候、右之通相違無御座候」(『十津川宝蔵文書』)との た豊後佐伯藩の『温故知新録』に「享保五年頃迄は領内に刀鍛冶無かりしと を掲載しており、久世大和守からの通達を機に作成されたと推測される。ま た大和国吉野郡十津川村にも「今度仰被下被鍛冶之儀、村々吟味仕候得共、

- 川添昭二校訂『新訂 黒田家譜』(文献出版、一九八二年)。
- ありて白銀をたまひ、かつ今よりのち其作の勝れたるには鎺下に葵一葉をほ 戸にめされ、濱御殿にをいて打物してたてまつりしにより、十二月二日称誉 期の名工・水心子正秀の師のひとりである山村綱広から次のような話を聞 りつくることをゆるさる」とある。なお水戸藩の儒者・小宮山楓軒(一七六四 ~一八四〇)の『楓軒偶記』(文化四年〈一八〇七〉序)巻三には、江戸後 『寛政重修諸家譜』巻四二五、黒田継高の項に「(享保) 六年鍛冶重包を江

長寿にて水心子に話せりとぞ。綱広は正宗弟子筋の系あるものなり。 同く疵ありしとなり。其時綱広も召されし一人なりしが、九十余歳まで ければ、初製の物疵ありとて、改めて製せしめたまひしかども、これも 賞して皆葵紋を賜り、重国は紀州の工なれば、公の眷顧尤厚くましくく 薩州主馬首安代、同州主水正正清、越前康継、筑州重包、南紀重国なり。 群の者五人を択らばせられ、濱の御殿にして各一刀を製せしめたまふ。 令して各新製の一刀を上らしめたまひ、衆工皆江戸に集まれり。其中抜 有徳公、天下の刀匠を召して、其工拙利鈍を観たまはんと仰せあり。先

の誤伝があるものと思われる。 提出した者のなかには入らない。越前康継も葵紋の彫刻を許されたのは初代 (一五五四~一六二一)の頃とみられ (『越前下坂代々勤書』)、ここには多少 冶改の二七七人中に見えず、南紀重国は名簿には記載されるものの、作刀を 継と南紀重国も濱御殿で作刀し葵紋を許されたとする。ただし綱広は享保鍛 これによると薩摩の玉置安代、宮原正清、筑前の信国重包のほか、越前康

(6) 大田南畝(一七四九~一八二三)の見聞をまとめた 『一話一言』巻二十五 の御用に関わった者に大小(刀・脇指)が下賜された記事を書き留めている。 には、同じ日のこととして腰物方を勤めた曾雌平太夫の家譜から、新刀製作 候者へは御大小被下置旨、有馬兵庫頭殿、加納遠江守殿、 享保八年五月廿八日濱御殿地にて被仰付候新身御道具御鍛冶御用掛相勤 御刀〈石堂〉、御脇差 〈康継〉拝領仕候。 於御部屋被仰

右御腰物相勤し曾雌平太夫家譜の所見也

- $\widehat{66}$ $\widehat{65}$ 正木篤三 『本阿弥行状記と光悦』(中央公論美術出版、一九六五年)。
- 『殿暦』元永元年(一一一八)十月二十六日条ほか。
- などを参照。 代の太刀―「銘尽」の説話世界を中心に―」(『文学史研究』三五、一九九四年) 様性と軍記物語再生の様相―」(『日本文学』五二、二〇〇三年)、鈴木雄一「重 ようになる。詳しくは鈴木彰「源家重代の太刀「鬚切」説について―その多 (一四九○) 十一月四日の「千鳥」など、古記録にも名物刀剣があらわれる 長享三年(一四八九)正月晦日の「鵜噬(うくい)」、『実隆公記』延徳二年 『看聞御記』永享八年(一四三六)十二月十日の「天狗切」、『蔭涼軒日録』
- (8) 室津鯨太郎は『刀剣雑話』(南人社、一九二五年)においてすでに、「享保 といふ命があったに違ひない」とし、さらに、「世には『名物帳』記載以外 名物帳」の献上を享保四年の『享保諸国鍛冶御改』と関連付けて、「察する なかった為めではない」と述べる。 なかったまでで、作が勝れて居ないからとか或は又由緒がないから記載され 萬治頃まで本阿弥家へ研磨又は鑑定に来なかったから『名物帳』に記載され で立派な銘刀即ち名物たるべきものが沢山ある、それ等の刀剣は慶長頃から に本阿弥家に対しても、祖先以来刀剣に関する何かあるだらうから差出せよ

図版出典一覧

図 2 辻本直男『図説刀剣名物帳』(雄山閣出版、一九七○年)。

図 6 『埋忠銘鑑』(雄山閣出版、 一九六八年)。

図7 九州国立博物館編『馬 二〇一〇年)。 アジアを駆けた二千年』(九州国立博物

図 図8 サントリー美術館・和歌山市立博物館・NHK・NHKプロモーション編 『将軍吉宗とその時代展』(NHK・NHKプロモーション、一九九五年)。 『久能山東照宮博物館一○○選』(久能山東照宮博物館、一九九五年)。

付表 「享保名物帳」所載刀剣の所有者一覧

2 5	2 4	2 3	2 2	2	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
桑名(中務)正宗	道意正宗	観世正宗	小池正宗	武蔵正宗	一庵正宗	早川正宗	本庄正宗	会津正宗	乱藤四郎	毛利藤四郎	信濃藤四郎	岩切(長束)藤四郎	清水藤四郎	後藤藤四郎	無銘藤四郎	岡山藤四郎	前田藤四郎	増田藤四郎	平野藤四郎	烏丸藤四郎	朱銘藤四郎	鍋島藤四郎	朝倉藤四郎	厚藤四郎	名称
御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	阿部豊後守	松平大炊頭	酒井左衛門尉	奥平美作守	細川伊豆守	尾張殿	尾張殿	尾張殿	松平加賀守	松平越後守	松平加賀守	烏丸殿	御物	御物	御物	—— 御 物	第
(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(忍 阿部)	(宍戸松平)	(庄内酒井)	(中津奥平)	(宇土細川)	(尾張徳川)	(尾張徳川)	(尾張徳川)	(加賀前田)	(津山松平)	(加賀前田)	(日野烏丸家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	類
御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	阿部豊後守	松平大炊頭	酒井左衛門尉	奥平美作守	京都(辻次郎右衛門) ◆	尾張殿	尾張殿	尾張殿	松平加賀守	松平越後守	松平加賀守	京都(三木権太夫) ◆	御物	御物	御物	御物	第 類
『駿府』								『駿府』					『豊田』、												
													『駿府』												備
																									-9
九州国立博物館		東京国立博物館	宮内庁	個人	徳川美術館			宮内庁	個人	東京国立博物館	致道博物館	東京国立博物館		徳川美術館	徳川美術館	東京国立博物館	前田育徳会	個人	宮内庁				個人	東京国立博物館	現所有者

5 3	5 2	5 1	5	4 9	4 8	4 7	4 6	4 5	4 4	4 3	4 2	4	4 0	3 9	3 8	3 7	3 6	3 5	3 4	3	3 2	3	3	2 9	2 8	2 7	2 6	
福島正宗	式部 (榊原) 正宗	夫馬正宗	豊後正宗	岡本正宗	堀尾正宗	和歌山(鷺森)正宗	伏見正宗	敦賀正宗	石田(切込)正宗	毛利正宗	九鬼正宗	日向(大垣)正宗	小松正宗	庖丁正宗	庖丁正宗	庖丁 (スカシ) 正宗	朱判正宗	倶利伽羅正宗	島津正宗	池田正宗	不動正宗	太郎作正宗	後藤正宗	前田正宗	金森正宗	宗瑞正宗	若狭正宗	名称
浅野但馬守	松平大和守	加藤和泉守	大久保加賀守(松平左衛門佐	松平薩摩守	松平安芸守	松平若狭守	松平薩摩守	松平越後守	土岐丹後守	紀伊殿	紀伊殿	松平加賀守	尾張殿	松平下総守	内藤左京	紀伊殿	紀伊殿	松平加賀守	尾張殿	尾張殿	松平加賀守	松平加賀守	御物	御物	御物	御物	第
(広島浅野)	(白河松平)	(水口加藤)	(小田原大久保)	(福岡黒田)	(薩摩島津)	(広島浅野)	(加賀前田)	(薩摩島津)	(津山松平)	(田中土岐)	(紀伊徳川)	(紀伊徳川)	(加賀前田)	(尾張徳川)	(桑名松平)	(磐城平内藤)	(紀伊徳川)	(紀伊徳川)	(加賀前田)	(尾張徳川)	(尾張徳川)	(加賀前田)	(加賀前田)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	類
浅野但馬守	松平大和守	加藤和泉守	大久保加賀守	松平筑前守 (福岡黒田)◆	松平薩摩守	松平安芸守	松平若狭守	松平薩摩守	松平越後守	土岐丹後守	紀伊殿	紀伊殿	松平加賀守	尾張殿	松平下総守	内藤右京亮	紀伊殿	紀伊殿	松平加賀守	尾張殿	尾張殿	松平加賀守	松平加賀守	御物	御物	御物	御物	第 Ⅱ 類
			『光徳』③、『駿府』		『駿府』			『駿府』		『駿府』		『光徳』①		『駿府』						『駿府』					『駿府』			備考
			三井記念美術館	個人			個人		東京国立博物館		林原美術館	三井記念美術館	佐野美術館	徳川美術館	永青文庫	個人		個人	京都国立博物館	徳川美術館	徳川美術館	前田育徳会		個人	個人	宮内庁	宮内庁	現所有者

8 3	8 2	8	8 0	7 9	7 8	7 7	7 6	7 5	7 4	7 3	7 2	7 1	7	6 9	6 8	6 7	6	6 5	6 4	6 3	6 2	6	6	5 9	5 8	5 7	5 6	5 5	5 4
寺沢貞宗	上野貞宗	徳善院貞宗	朱判貞宗	物吉貞宗	二筋樋(大坂)貞宗	長銘貞宗	北庄貞宗	斎村貞宗	氏家貞宗	奈良屋貞宗	池田貞宗	御堀出貞宗	切刃貞宗	亀甲貞宗	篭手切江	横須賀江	長谷川江	桑名江	松井江	北野江	富田江	稲葉江	中川江	五月雨江	鍋島江	大垣正宗	芦屋正宗	小玉正宗	篭手切正宗
紀伊殿	尾張殿	紀伊殿	松平加賀守	尾張殿	松平越後守	不明	松平陸奥守	松平安芸守	松平越後守	尾張殿	松平加賀守	松平加賀守	御物	御物	稲葉丹後守	阿部豊後守	溝口信濃守	本多中務大輔	紀伊殿	松平加賀守	松平加賀守	松平越後守	御物	御物	御物			尾張殿	松平加賀守
(紀伊徳川)	(尾張徳川)	(紀伊徳川)	(加賀前田)	(尾張徳川)	(津山松平)		(仙台伊達)	(広島浅野)	(津山松平)	(尾張徳川)	(加賀前田)	(加賀前田)	(将軍家)	(将軍家)	(佐倉稲葉)	(白河阿部)	(新発田溝口)	(古河本多)	(紀伊徳川)	(加賀前田)	(加賀前田)	(津山松平)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)			(尾張徳川)	(加賀前田)
紀伊殿	尾張殿	紀伊殿	松平加賀守	尾張殿	松平越後守	不明	松平陸奥守	松平安芸守	松平越後守	尾張殿	松平加賀守	松平加賀守	御物	御物	稲葉丹後守	阿部豊後守	溝口信濃守	本多中務大輔	紀伊殿	松平加賀守	松平加賀守	松平越後守	御物	御物	御物	上杉民部大輔	松平薩摩守	尾張殿	松平加賀守
																										(米沢上杉)◆	(薩摩島津) ◆		
								『駿府』		『光徳』③、『豊臣』		『駿府』											『駿府』		『駿府』	『駿府』			
東京国立博物館	徳川美術館	三井記念美術館	個人	徳川美術館	個人			個人	個人	徳川美術館	個人		東京国立博物館	東京国立博物館	黒川古文化研究所	白河集古苑保管		京都国立博物館	佐野美術館	東京国立博物館	前田育徳会	個人	個人	徳川美術館	東京国立博物館	個人	個人		東京国立博物館

1 1 1	1 1 0	1 0 9	1 0 8	1 0 7	1 0 6	1 0 5	1 0 4	1 0 3	1 0 2	1 0 1	1 0 0	9	9 8	9	9	9 5	9 4	9	9 2	9	9	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	
桑山保昌五郎	白樫包永	児手柏包永	大坂当麻	蛇切当麻	村雲当麻	上部当麻	上部(桑山)当麻	紅葉山信国	鶴丸国永	秋田了戒	ヘシ切長谷部国重	愛染国俊	鳥養国俊	結城来国俊	鳥養来国次	源 来国次	後藤来国光	有楽来国光	池田来国光	塩川来国光	新見(身)来国光	鷹巢宗近(鷹巢三条)	三日月宗近	伏見貞宗	宗喜貞宗	太鼓鐘貞宗	別所貞宗	名称
松平加賀守	京極備中守	水戸殿	松平相模守	井伊掃部頭	尾張殿	紀伊殿	御物		松平陸奥守	松平加賀守	松平肥前守	松平加賀守	尾張殿	松平加賀守	稲葉丹後守	水谷左京亮	松平備前守	松平加賀守	松平加賀守	本多中務大輔	御物	松平薩摩守	御物		水戸殿	稲葉丹後守	松平陸奥守	第
(加賀前田)	(丸亀京極)	(水戸徳川)	(鳥取池田)		(尾張徳川)	(紀伊徳川)	(将軍家)		(仙台伊達)	(加賀前田)	(福岡黒田)	(加賀前田)	(尾張徳川)	(加賀前田)	(佐倉稲葉)	(松山水谷)	(岡山池田)	(加賀前田)	(加賀前田)	(古河本多)	(将軍家)	(薩摩島津)	(将軍家)		(水戸徳川)	(佐倉稲葉)	(仙台伊達)	類
松平加賀守	京極若狭守	水戸徳川家	松平右衛門督	井伊掃部頭	(空欄)	紀伊殿	御物	御物	松平陸奥守	松平加賀守	松平筑前守	松平加賀守	尾張殿	松平加賀守	稲葉丹後守	水谷左京亮	松平備前守	松平加賀守	松平加賀守	本多中務大輔	御物	松平薩摩守	御物	加藤和泉守	水戸殿	稲葉丹後守	松平陸奥守	第
	(丸亀京極)◆		(鳥取池田) ◆		•						(福岡黒田) ◆													(水口加藤) ◆				類
													『光徳』③		光徳』①							光徳』①			『駿府』	『駿府』		備
																												考
個人		徳川ミュージアム				個人	個人		宮内庁	個人	福岡市博物館	個人	徳川美術館	個人	個人			個人	刀剣博物館		個人		東京国立博物館	黒川古文化研究所				現所有者

1 4 1	1 4 0	1 3 9	1 3 8	1 3 7	1 3 6	1 3 5	1 3 4	1 3 3	1 3 2	1 3 1	1 3 0	1 2 9	1 2 8	1 2 7	1 2 6	1 2 5	1 2 4	1 2 3	1 2 2	1 2 1	1 2 0	1 1 9	1 1 8	1 1 7	1 1 6	1 1 5	1 1 4	1 1 3	1 1 2
ニッカリ青江	鄙田青江	数珠丸恒次	小青江	大青江	城井兼光	大兼光	相馬(大)兼光	吉田兼光	竹股兼光	波游兼光	乱光包	桑山光包	池田光忠	福嶋光忠	蜂屋長光	香西長光	遠江(津田)長光	鉈切長光	浅井一文字	道誉一文字	日光一文字	千鳥一文字	ニツ銘	今荒波則房	荒波一文字	南泉一文字	大包平	童子切安綱	鬼丸国綱
京極若狭守	松平肥前守	身延山久遠寺	松平加賀守	松平長門守		不明	大久保加賀守	松平相模守	不明	立花飛騨守		松平加賀守	水戸殿	松平筑後守	奥平美作守	水戸殿	尾張殿	御物	松平加賀守	松平伊予守	松平肥前守	不明		不明	不明	尾張殿	松平大炊頭	松平越後守	(空欄)
(丸亀京極)	(福岡黒田)		(加賀前田)	(長州毛利)			大久保加賀守(小田原大久保)	(鳥取池田)		(柳河立花)		(加賀前田)	(水戸徳川)	(宍戸松平)	(中津奥平)	(水戸徳川)	(尾張徳川)	(将軍家)	(加賀前田)	(福井松平?)	(福岡黒田)					(尾張徳川)	(岡山池田)	(津山松平)	
京極若狭守	松平筑前守	身延山久遠寺	松平加賀守	松平長門守	松平筑前守	不明	大久保加賀守	松平右衛門督	不明	立花飛騨守	御物	松平加賀守	水戸殿	水戸筑後守	奥平美作守	水戸徳川家	尾張殿	御物	松平美濃守	松平伊予守	松平筑前守	不明	愛宕山	不明	不明	尾張殿	松平大炊頭	松平越後守	(空欄)
	(福岡黒田) ◆				•			(鳥取池田) ◆						•					(甲府柳沢) ◆		(福岡黒田) ◆								
『光徳』③、『豊臣』									『光徳』③、『豊臣』							『豊臣』、『駿府』						『光徳』③、『豊臣』			『光徳』①	『光徳』③、『豊臣』、『駿府』			『光徳』②③
丸亀市立資料館	個人	本興寺	個人	個人	福岡市美術館	佐野美術館				個人	刀剣博物館	個人			東京国立博物館		徳川美術館	徳川ミュージアム		宮内庁	福岡市博物館		愛宕神社			徳川美術館	東京国立博物館	東京国立博物館	宮内庁

1 6 8	1 6 7	1 6 6	1 6 5	1 6 4	1 6 3	1 6 2	1 6 1	1 6 0	1 5 9	1 5 8	1 5 7	1 5 6	1 5 5	1 5 4	1 5 3	1 5 2	1 5 1	1 5 0	1 4 9	1 4 8	1 4 7	1 4 6	1 4 5	1 4 4	1 4 3	1 4 2	
大倶利伽羅広光	大波高木貞宗	戸川志津	分部志津	桑山志津	浮田志津	稲葉志津	堺志津	不動行光	大嶋行光	佐藤行光	後藤行光	大伝多三池	会津新藤五国光	豊前(日置)安吉	松浦安吉	一柳安吉	生駒左文字	大西左文字	吉見左文字	道二左文字	小夜中山左文字	楠左文字	順慶左文字	織田左文字	長左文字	大三原	名称
	保科肥後守	松平伊予守	紀伊殿	酒井河内守	松平大炊頭	松平肥前守	御物		加藤和泉守	松平左京大夫	加藤和泉守	松平加賀守	御物	松平加賀守	松平加賀守	松平加賀守		有馬中務大輔	尾張殿	尾張殿	土井能登守	井上相模守	蜂須賀淡路守	井伊掃部頭	御物	松平安芸守	第
	(会津保科)	(福井松平?)	(紀伊徳川)	(厩橋酒井)	(岡山池田)	(福岡黒田)	(将軍家)		(水口加藤)	(西条松平)	(水口加藤)	(加賀前田)	(将軍家)	(加賀前田)	(加賀前田)	(加賀前田)		(久留米有馬)	(尾張徳川家)	(尾張徳川家)	(大野土井)	(笠間井上)	(徳島蜂須賀)	(彦根井伊)	(将軍家)	(広島浅野)	類
松平陸奥守 (仙台伊達)◆	松平肥後守	尾張殿	紀伊殿	酒井河内守	松平大炊頭	松平筑前守 (福岡黒田)◆	御物	小笠原右近将監	加藤和泉守	松平左京大夫	加藤和泉守	松平加賀守	御物将軍家	松平加賀守	松平加賀守	松平加賀守	不明	有馬中務	尾張殿	尾張殿	京都(町人某)	井上相模守	蜂須賀淡路守	井伊掃部頭	御物	松平安芸守	第 Ⅱ 類
			『駿府』		『駿府』												『駿府』										備考
個人		徳川美術館	個人		宮内庁	個人	徳川記念財団	個人		個人		前田育徳会	個人	静嘉堂文庫		東京国立博物館			徳川美術館		個人		個人		蟹仙洞	東京国立博物館	現所有者

1 9 7	1 9 6	1 9 5	1 9 4	1 9 3	1 9 2	1 9 1	1 9 0	1 8 9	1 8 8	1 8 7	1 8 6	1 8 5	1 8 4	1 8 3	1 8 2	1 8 1	1 8 0	1 7 9	1 7 8	1 7 7	1 7 6	1 7 5	1 7 4	1 7 3	1 7 2	1 7 1	1 7 0	1 6 9	
紅雪正宗	片桐 (紀伊国) 正宗	対馬正宗	黒田正宗	二筋樋正宗	大内正宗	横雲正宗	八幡正宗	江戸長銘正宗	大坂長銘正宗	三好正宗	真田藤四郎	足利(飯塚)藤四郎	薬研藤四郎	鯰尾藤四郎	凌藤四郎	米沢藤四郎	大森藤四郎	樋ノ口藤四郎	豊後藤四郎	車屋藤四郎	庖丁藤四郎	親子藤四郎	塩河藤四郎	長岡藤四郎	江戸新身藤四郎	大坂新身藤四郎	一期一振藤四郎	骨喰藤四郎	【焼失名物】
御物	御物		御物	信長御物	大坂御物	御物	御物	御物	御物	御物	尾張殿	御物																	
(将軍家)	(将軍家)		(将軍家)	(織田家)	(豊臣家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(尾張徳川)	(将軍家)																	
御物	大坂御物	御物	御物	御物	信長御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物 (豊臣家)	御物	御物									
									◆ 『光徳』 ③ 、 『豊臣』 、 『駿府』	『光徳』②	<u>*</u>		『光徳』①②	『光徳』①③、『豊臣』、『駿府』	『光徳』①②				『光徳』②		『光徳』①、『駿府』	『光徳』②③、『豊臣』、『駿府』			『光徳』①③、『豊臣』	◆ 『光徳』②③、『豊臣』、『駿府』	◆ 『光徳』①、『豊臣』、『駿府』	『光徳』①②③、『豊臣』	
									徳川美術館					徳川美術館							徳川美術館						宮内庁	豊国神社	

2 2 5	2 2 4	2 2 3	2 2 2	2 2 1	2 2 0	2 1 9	2 1 8	2 1 7	2 1 6	2 1 5	2 1 4	2 1 3	2 1 2	2 1 1	2 1 0	2 0 9	2 0 8	2 0 7	2 0 6	2 0 5	2 0 4	2 0 3	2 0 2	2 0 1	2 0 0	1 9 9	1 9 8	
岐阜国吉	村雲久国	大国綱	善鬼国綱	安宅志津	小尻通新藤五	海老名宗近	安宅貞宗	獅子貞宗	切刃貞宗	三好江	西方江	甲斐国江	常陸江	大江	蜂屋江	肥後(熊本・紀伊)江	上野江	升屋江	上杉江	三好江	伏見正宗	若江 (十河) 正宗	上下龍正宗	菖蒲正宗	笹作正宗	石野正宗	秋田(石井)正宗	名称
御物	御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物	御物	大坂御物	大坂御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物	御物	御物	御物	御物	御物	第
(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(豊臣家)	(将軍家)	(豊臣家)	(豊臣家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(豊臣家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(豊臣家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	類
御物	御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物	御物	大坂御物	大坂御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物	甲府殿	御物	御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物	御物	御物	御物	御物	御物	第 類
「駿府」		『駿府』			『光徳』③、『豊臣』、『駿府』	『光徳』③、『豊臣』、『駿府』		『光徳』③、『豊臣』、『駿府』	『光徳』①②③、『豊臣』		『光徳』②	『光徳』③、『豊臣』	『豊田』	『光徳』①③、『豊臣』	『光徳』③、『豊臣』			『駿府』				『光徳』①③、『豊臣』、『駿府』	『光徳』②③、『豊臣』、『駿府』		『駿府』			備考
					個人	徳川美術館		個人	香川県立ミュージアム												個人	徳川美術館						現所有者

2 5 4	2 5 3	2 5 2	2 5 1	2 5 0	2 4 9		2 4 8	2 4 7	2 4 6	2 4 5	2 4 4	2 4 3	2 4 2	2 4 1	2 4 0	2 3 9	2 3 8	2 3 7	2 3 6	2 3 5	2 3 4	2 3 3	2 3 2	2 3 1	2 3 0	2 2 9	2 2 8	2 2 7	2 2 6
凌正宗	鍋通正宗	駒井藤四郎	北野藤四郎	小乱藤四郎	御刀藤四郎	【名物追記】	綱切(綱切筑紫)正恒	青屋長光	豊後光忠 (実休光忠)	秋田則重	増田来国次	戸川来国次	三斎来国次	青木来国次	秋田国行	小国行	不動国行	大行平	御鬢所行平	本多行平	地蔵行平	シメ(柱連)丸行平	秋田行平	北野行平	伊勢左文字	義元左文字	ヌケ国吉	大国吉	大子屋国吉
							御物	御物	信長御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物		大坂御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物	御物
							(将軍家)	(将軍家)	(織田家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)		(豊臣家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(将軍家)	(豊臣家)	(将軍家)
加賀様より右衛門督様へ被進候刀歟	(空欄)	(空欄)	(空欄)	(空欄)	大坂御物		御物	御物	信長御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	御物	大坂御物	大坂御物	御物
	『曲母日出』		『光徳』②	『光徳』②			『曲豆臼』	『光徳』①、『豊臣』								『光徳』③、『豊臣』	『光徳』①②③		『光徳』③、『豊臣』			『駿府』		『光徳』①②		『光徳』③、『豊臣』	『光徳』②		
																										建勲神社			

2 7 4	2 7 3	2 7 2	2 7 1	2 7 0	2 6 9	2 6 8	2 6 7	2 6 6	2 6 5	2 6 4	2 6 3	2 6 2	2 6 1	2 6 0	2 5 9	2 5 8	2 5 7	2 5 6	2 5 5	
博多藤四郎	鵜頭当麻	丈木	碇切長吉	一国長吉	権藤鎮教長刀	岩切海部	福島兼光	成瀬行平	矢目行光	陸奥新藤五	日光長光	大国吉	上り龍信国	松浦信国	俵屋了戒	豊後来国次	長岡貞宗	会津貞宗	小吉江	名
																				称
																				第 類
小笠原右近将監	加賀殿に有御脇指歟	松平加賀守	松平筑前守	松平筑前守	(空欄)	松平筑前守	松平加賀守	(空欄)	佐竹修理大夫	(空欄)	(空欄)	大久保加賀守	(空欄)	尾張殿	(空欄)	(空欄)	(空欄)	(空欄)	(空欄)	第 類
											『駿府』	『光徳』①		『光徳』③						備
																				考
刀剣博物館			福岡市博物館	福岡市博物館	福岡市博物館	個人	東京国立博物館		個人	個人				徳川美術館						現所有者

※第1類は『古刀名物帳 完』(源長俊本)、第Ⅱ類は『刀剣名物帳 全』(芍薬亭本)を参照した。なお第Ⅱ類の「昔の名剣御所の剣」所載の名物は割愛した。 備考および現所有者の項目は、佐野美術館ほか編『名物刀剣─宝物の日本刀─』(佐野美術館ほか、二〇一一年)所収「名物帳記載刀剣の比較表」を参照し、 第Ⅰ類と第Ⅱ類で所有者が異なる場合には◆印で示した。3「島津正宗」は源長俊本では「尾張殿」とあるが、東京都立中央図書館本等によりあらためた。 『光徳』 = 『光徳刀絵図集成』①毛利本·文禄三年(一五九四)、②大友本·文禄四年、③寿斎本·慶長四年(一五九九)、 一部を最新の情報にあらためた。

『豊臣』 = 『豊臣家御腰物帳』、『駿府』 = 『駿府御分物刀剣』・元和二年(一六一六)





1

南無妙法蓮華経 南無多宝如来 南無釈迦牟尼仏 善澄院妙山日欣 (右) 寛永十四年丁丑十月五日 日蓮大士**光悦**日豫 清心院**光瑳**日喜

(左) 承応三年甲午十月十二日

本阿弥同苗親族諸霊墓 包 (左)維時享和二年壬戌四月三日 元祖妙本大居士就四百五十年遠忌建之

2

本阿弥七□□ (台座正面)

南無多宝如来 南無釈迦牟尼仏 南無妙法蓮華経

光林 妙讃 法是 究竟院妙忍日意 恵雲院**光龍**日澤 見道院正恵日悟 宣林坊日逍大徳 了運院妙紹日継 役心斎**光理**日勒 真珠院妙柳日諦 意心斎**光柳**日寿 元亨院妙貞日利 正了院妙縁日證 誠庵院妙寿日貞

同同同同同同同同同 市左衛門

(5)

6

南無妙法蓮華経 信解院妙了日達 空中斎光甫日諦

南無多宝如来 南無釈迦牟尼仏 南無妙法蓮華経 賞玄院妙春日求 玄親院**光味**日賞 現修院妙伯日照 本性院**光伯**日睛

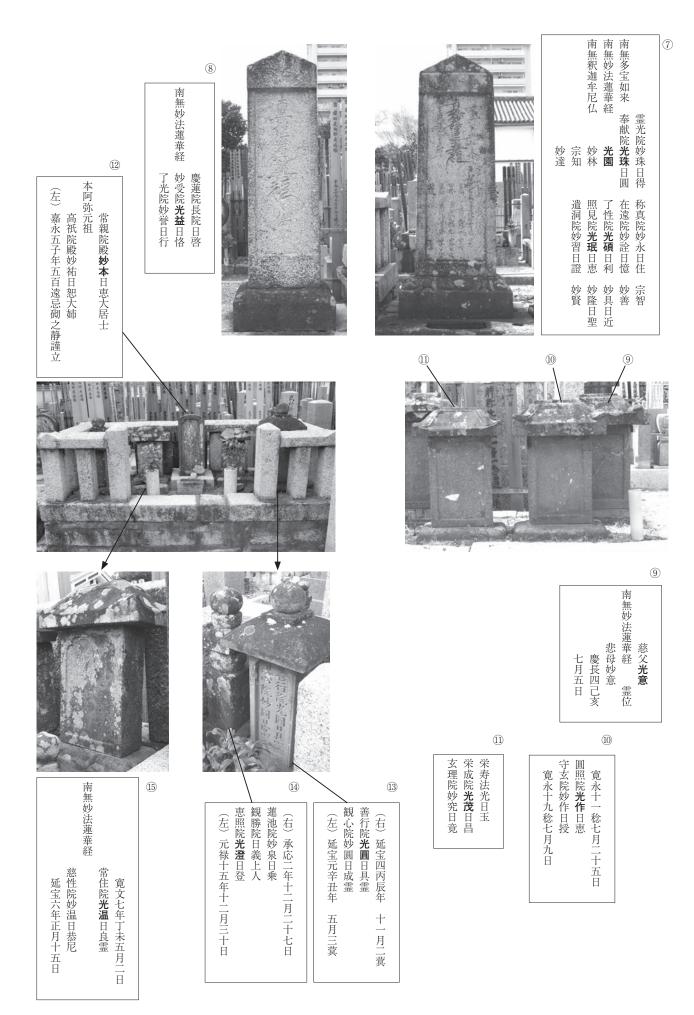
萬吉 若三郎



4

南無妙法蓮華経

了是院妙法日讃尼 喜圓院光怡日慶霊





1

南無妙法蓮華経

了寂院**光悦**日豫居士 太虚庵 鷹峯山

同寺には他に④光悦の父光二・母妙秀、⑤開祖妙本、※光悦会編『光悦』(芸艸堂、一九一六年)によると、 ⑥光達と光常の碑があるという。

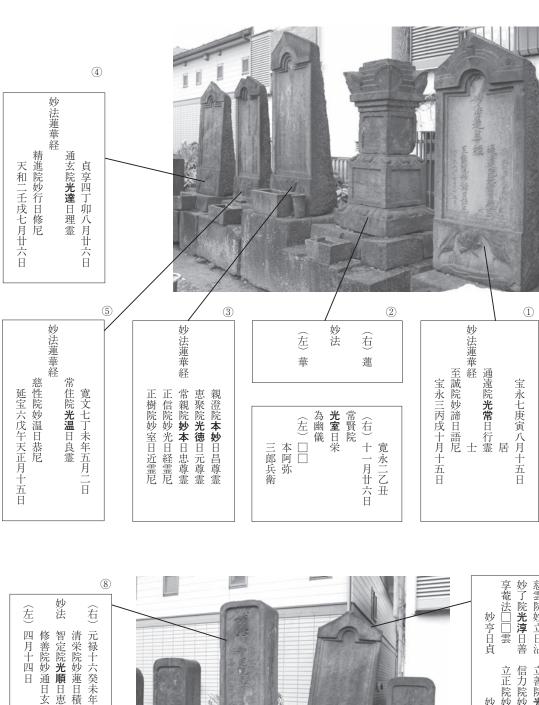
> 2 南無釈迦牟尼仏 南無多宝如来

如是斎**光通**日終法師 圓行院長伝日妙法師 (右) 俗名本阿弥光伝 元禄九丙子年五月十八日

享保五庚子年八月十二日

	1.5	
		Marine.
		in the second

4	SE222	7000	MPS#	96
(左) [干月十二日	南無釈迦牟尼仏 妙山日欣 妙了南無妙法蓮華経 春光院日現聖人			3
上日	妙了日達	光 甫 日 諦		



智定院**光順**日恵霊 修善院妙通日玄尼

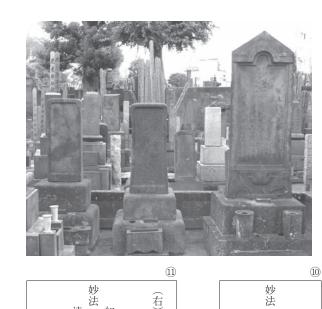
清栄院妙蓮日積尼

恵明院光祐日了信士 智明院妙了日省信女

(左) 寛保三癸亥十月上旬二日

(右) 享保十六辛亥年十二月二日





妙法 了寂院光晓日喜 寛永十四年丁丑十月五日 善澄院妙山日欣 承応三年丙午十月十二日 成等院妙淑日覚 寛永十六年己卯正月十一日 成等院妙淑日覚 寛永十六年己卯正月十一日

本净院光由日得

元禄二年己巳五月三日

(14)

真月院妙詠日證 待雲斎**光蘇**日明 月岑斎光顕日景

(右) 宝暦十四甲申年四月三十日

智質恭夤孩子 安政二乙卯十一月十九日

遠寿院妙詮日量禅尼 二月四日 文化十四丁丑二月十一日 如是斎**光通**日終法師 寛政六年 如是斎**光通**日終法師 寛政六年

文化十一丙子六月廿六日

16)

妙委嬰孩

(左)享和三癸亥十月二十一日明和二乙丑十一月廿九日 (左)寛政元酉九月十二日 (左)寛政元酉九月十二日 (左)寛政元酉九月十二日

(左) (左)

慶応元丑年八月十四日天明辰年五月廿五日

文空院妙寒日冷

妙法

12

空中斎光甫日諦

本寿院妙春日長

松寿斎**光春**日永

秋山院光養日暉

教夢知覚童子

戒定院日慈聖人



(13)

妙法

恭 寛 斎 光 敬 日 譲 位

寿光院妙敬日善

秋月院妙観日遊

(左) 隨夢孩児 文政四巳六月二十五日

寛政十二申十二月廿八日

右

慶応二寅年八月三十日

寛政二庚戌八月十四日

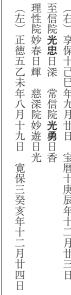
修善院妙性日理 元禄二巳八月四日 傳終斎光律日典 元文二巳二月二十九日

17)

付 図 4 安立寺(東京都台東区)本阿弥家供養塔



(右)享保十己巳年九月廿日 宝暦十庚辰年十二月廿三日 常信院光勇日香





妙法蓮華経 通遠院光常日行居士 至誠院妙諦日語尼 宝永三丙戌十月十五日

宝永七庚寅八月十五日



妙法了寂院光悦日豫尊霊 二月三日 寛永十四丁丑年



崇親院**光刹**日満

本親院光心日理

燈明院**本光**日瑞

天文三甲午二月十四日 永禄二己未二月二日 天正九年辛巳九月八日

本阿元祖常親院妙本日忠 文和二癸巳四月三日霊

親澄院本妙日昌 玄受院妙大日乗 恵光院妙秀日覚 長遠院妙寿日命

常賢院光室日栄 恵聚院**光徳**日元

寛永二乙丑十一月廿六日 元和五己未七月廿日 1

常住院光温日良

寛文七丁未五月二日 常住院光温日良

永禄三庚申正月廿六日 永正二乙丑六月十三日

十一月十五日 九月三日

付 図 5

法華経寺 (千葉県市川市)

本阿弥家供養塔

常住院光温日良 寛文七丁未五月二日 2

3

霊

妙法

慈性院妙温日恭 延宝六戊午正月廿六日

妙法蓮華経霊 通玄院**光達**日理 貞享四丁卯八月廿六日

精進院妙行日修幽尼 天和二壬戌七月廿六日

6

南無妙法蓮華経霊 先祖正樹院妙室日近霊 明歴第三丁酉年 十月廿五日